

広島県強靭化地域計画

令和3年3月改定
(平成28年3月策定)



目 次

第1 基本的考え方等	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の推進期間	2
4 目標	2
5 本県の自然的条件及び主な災害	3
6 本県における近年の主な防災・減災の取組	6
第2 脆弱性評価	8
1 想定するリスク	8
2 施策分野	8
3 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)	8
4 脆弱性評価の結果	10
第3 今後の施策	10
第4 施策の重点化	52
1 重点化の考え方	52
2 重点化する施策	52
第5 計画の進捗管理	53
【参考】	
○ 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)ごとの脆弱性評価	54
○ 用語解説	92
○ 広島県強靭化地域計画検討委員会設置要綱	95

広島県強靭化地域計画

第1 基本的考え方等

1 計画策定の背景

- 我が国においては、地理的・自然的な特性から、これまで多くの大規模自然災害等による被害を受け、更には、21世紀前半に南海トラフ沿いでの大規模な地震の発生が懸念されることに加え、首都直下地震や火山噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれが指摘されている。
- こうした中、国においては、このような大規模自然災害等から、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つであるとし、限られた財源の中で、今すぐでも発生し得る大規模自然災害に備えて、早急に防災・減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して、大規模自然災害等に強い風土及び地域を作ることや、自らの生命及び生活を守ることができるよう、地域住民の力を向上させることが必要であることなどの基本的な考え方に基づき、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下、「国土強靭化基本法」という。）を制定した。
- その後、同法に基づき、いかなる災害等が発生しようとも、
 - ① 人命の保護が最大限図られること
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興を基本目標とした上で、
 - ① 強靭性を損なう本質的原因の吟味を行うことなどの取組姿勢
 - ② 災害リスクや地域の状況等に応じた適切な施策の組み合わせ
 - ③ 社会資本の老朽化等を踏まえることや、限られた財源等を考慮した施策の重点化など、効率的な施策の推進
 - ④ 要配慮者への十分な配慮など、地域の特性に応じた施策の推進の4つを国土強靭化を推進する上での基本的な方針とし、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」（※）を推進するため、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」（以下、「国の基本計画」という。）を閣議決定した。
- また、平成30年12月には、国の基本計画策定後に発生した災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、国の基本計画の見直しを行い、国土強靭化に向けた取組の加速化・深化を図ることとしている。
※「国土強靭化基本法」における「国土強靭化」とは、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのこと。

2 計画策定の趣旨

- 本県を日本全体から俯瞰すると、大阪と福岡の2大都市のほぼ中間に位置しており、中国・四国地方の発展を牽引する中枢県として、恵まれた地理的環境を有しており、古くから交通・流通の要衝、産業の拠点、文化・教育の中心地としての道を歩んできた。
- また、中国・四国地方最大の人口、産業、都市機能が集積する広島都市圏を有しており、製造品出荷額は中国・四国・九州地方で1位であり、自動車産業をはじめ、ものづくり産業において、世界トップレベルの技術が集まっている。
- 一方で、県土の約7割を山地が占める本県では、土砂災害警戒区域は、全国で最も多い、約

4万8,000箇所に及び、死者・行方不明者154名もの甚大な被害が発生した平成30年7月豪雨災害を始め、過去、幾度となく尊い生命が失われる災害が発生し、加えて、南海トラフ地震が発生した場合には、県内で1万数千人にのぼる死者が想定されている。

- こうした状況を踏まえ、本県において、大規模自然災害が発生した場合でも災害の特性に応じて、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせず、被害の最小化を図り、迅速な復旧や創造的復興を可能とする施策に取り組むことは、県土の強靭化はもとより、本県が我が国全体の社会経済に与える影響を考えると、国全体の強靭化に対して大きな役割を果たしていくものである。
- このため、本県では、「国土強靭化基本法」第13条（※）に基づき、各分野における防災・減災に関する施策の充実・強化及び重点化を図るための指針となるべき計画として、平成28年3月に「広島県強靭化地域計画」を策定し、計画に掲げた各施策の推進を図っているところである。
- そうした中、計画策定後には、県内で甚大な被害が発生した平成30年7月豪雨災害を始め、全国各地で様々な大規模自然災害が頻発しており、これら近年の災害から得られた教訓や策定から5年が経過したことによる社会情勢の変化、平成30年12月に国の基本計画が見直されたことなどを踏まえ、本計画を見直すこととした。

※「国土強靭化基本法」

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 計画の推進期間

令和3年度から概ね5年間とする。

4 目標

国土強靭化地域計画は、「国土強靭化基本法」第14条に基づき、国の基本計画と調和を保つ必要があること、また、同計画の策定に関する国の指針において、目標は、原則として、国の基本計画に即して設定することとされていることを踏まえ、国の基本計画と同一の目標を設定する。

(1) 基本目標

大規模自然災害発生後における適切な対応のための防災・減災の取組方針を次のとおりとする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④ 迅速な復旧復興に資すること

(2) 想定するリスク及び事前に備えるべき目標

想定するリスクを「大規模自然災害」（第2の1を参照）とし、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

5 本県の自然的条件及び主な災害

当計画における「想定するリスク」、「脆弱性評価」及び「今後の施策」にかかわる、本県の地勢、気候、県土保全に係る現況及び戦後の主な自然災害については、次のとおりである。

(1) 地勢

- 本県は、中国・四国地方のほぼ中央部に位置し、東西に走る中国山地の南斜面を占める。北部は中国山地の脊梁部を隔てて島根県・鳥取県に、東部は吉備高原に沿って岡山県に、西部は安芸西部山地を境に山口県に隣接し、南部は瀬戸内海に面し、芸予諸島等、大小138もの島々を挟んで、四国の愛媛県・香川県と相対している。
- また、平地であった所の浸食から取り残された地形が、高原や山頂平坦面をなす浸食小起伏面が階段状地形を形成しており、①中国山地の脊梁山地面、②吉備高原面、③世羅台地面、④瀬戸内面の四段の隆起準平原が見られ、各面の境界付近は、断層の発達と浸食作用などの影響により勾配が急変し、渓谷や滝を含む断層谷が発達している。これらの地形は、瀬戸内海沿岸部に近接するため、平野の発達が弱く、太田川、芦田川、江の川などの河川沿いに分布する谷底平野と、河川の河口に分布する小さな三角州として見られるのみである。特に太田川によって形成された沖積平野である広島平野は、全国でも有数のゼロメートル地帯となっている。
- 県南部の瀬戸内海沿岸は、典型的な沈水海岸で、海岸線は屈曲に富んでおり、島が多い。また、瀬戸内海の地形的特徴から潮汐の干満差が3～4mと非常に大きい。

(2) 気候

- 本県は、北部では中国山地が東西に連なり、南部は瀬戸内海に面しているため、気候は概ね温暖と言えるが、気温・降水量とも南部と北部では、かなりの差異がある。
- 気温の年平均値は、南部では15度前後、北部では12度前後となっている。1月の平均気温は、低いところでは氷点下1度、高いところでは6度であり、8月の平均気温は22度から28度で、1月、8月とも地域による差が大きい。
- 年間の降水量は、北西部の中国山地沿いで最も多く2,300ミリ～2,400ミリであるが、南東部に向かって次第に少なくなり、東部では1,100ミリ前後となっている。

(3) 県土保全に係る現況

ア 治山

- 本県の山林は、沿岸部の保水性に乏しい風化花崗岩からなる脆弱な地質と、県北部中国山地の平地の少ない急峻な地形であることに加え、林業後継者の不足により、森林の荒廃が進んでいる。
- また、宅地開発等が山麓部へと拡大したため、災害のおそれのある「山地災害危険地区」が数多く存在している。

イ 河川

- 本県の河川は、各河川管理者により河川整備等が進められているが、未改修河川も多く、洪水や高潮により人命や財産に大きな被害を与えるおそれがある。

- また、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化が確実視されるなか、市街化が進展している地域では、水害リスクがさらに増大することが懸念される。

ウ 砂防

- 本県の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布し、県下のほぼ 70%を占めている。特に、花崗岩は 48%を占め、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生し易い。
- また、県土の約 7 割を山地が占める地形特性から、宅地開発が山裾や谷出口まで拡大したことから、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域が全国最多となっている。

エ 海岸

- 本県の海岸は、大小幾多の島々が点在していることから、海岸線延長は非常に長く約 1,123 km（全国 7 位）にも及んでいる。
- 一方で、台風の通過コースにあたることも多く、満潮時と重なり甚大な被害を受けることが多く、数年に 1 度の頻度で浸水被害が発生しているものの、防護達成人口率は約 6 割といまだ低い状態となっている。
- また、南海トラフや瀬戸内海の活断層等を震源とする地震（津波）の影響が想定されている。

オ ため池

- 本県の農業用ため池は、その多くが江戸時代以前に築堤され、その数は全国で 2 番目に多い、1 万 8,938 箇所（令和 2 年 3 月 31 日現在）となっている。
- 農業用ため池は、貴重な農業用水を確保する上で重要な役割を果たしてきたが、農地の減少により、利用されないため池が増加するとともに、利用者の減少と高齢化により、管理が十分に行き届きにくくなっている。
- こうした中、ため池の下流域に住宅等が存在し、決壊による浸水で、住民等の避難が困難となるおそれがある、「防災重点ため池」は、7,798 箇所となっている。

(4) 戦後の主な自然災害

ア 風水害（水害、土砂災害）

- 本県は、県土の約 7 割を山地が占めており、土砂災害警戒区域は約 4 万 8,000 箇所（令和 2 年 6 月）と全国最多であるという地形条件に加え、地質が、風化の進んだ崩れやすい花崗岩（マサ土）や流紋岩等で構成されていることから、梅雨や台風による集中豪雨等によって、これまで多くの土砂災害が発生している。
- 昭和 42 年の「呉豪雨災害」は、「急傾斜地法」制定の契機となり、平成 11 年の「6.29 広島土砂災害」及び平成 26 年の「8.20 土砂災害」では、「土砂災害防止法」制定の契機となるとともに、その後の法改正のきっかけとなった。
- また、最近の異常気象等により、これまでに類のない集中豪雨により、激甚な土砂災害が発生しており、こうした実態を踏まえた土砂災害対策が喫緊の課題となっている。

【主な風水害】

災害名（発生年）	概要
枕崎台風 (昭和 20 年)	台風襲来前から前線の影響で連日降雨があり、加えてこの台風による大雨があつたため、堤防決壊、土石流などが発生した。この台風による死者総数は、本県全体で 2,012 人にも上った。

災害名（発生年）	概要
ルース台風 (昭和 26 年)	台風上陸時に前線を伴ったため、前線と台風の影響から大雨となり、広島県内各地で堤防の決壊、溢流があった。また、強風を伴っていたことから、高潮による被害も発生した。この台風による県内の死者総数は 166 人にも上った。
昭和 42 年 7 月豪雨災害 (昭和 42 年)	台風の影響を受けた前線が活発化し、呉市で急激に強い雨が降り、呉測候所開設以来の豪雨に見舞われた。これにより、土砂災害に脆弱な地形・地質の呉市では、山崩れ、崖崩れ、土石流、河川の決壊・氾濫が発生し、死者 159 人の大災害となった。
昭和 47 年 7 月豪雨災害 (昭和 47 年)	梅雨前線の影響による豪雨は、県北部一帯で 500 ミリ以上と記録的大雨となり、県北部を中心に県下全域で河川の氾濫、崖崩れ等が発生した。この豪雨による死者・行方不明者は 39 人にも上ったほか、住家の被害 19,208 棟を始め、農林地・公共施設等にも大きな被害が生じた。
県北西部豪雨災害 (昭和 63 年)	前線の影響で県北西部が局地的な大雨となった。これにより、土石流災害が発生し、死傷者 25 人にも及ぶ被害が発生した。
台風第 19 号 (平成 3 年)	広島市での最大瞬間風速が広島地方気象台観測史上第 1 位の 58.9m/S を記録した。強風と高潮による被害は県内全域に及び、飛来物による被災等で 6 人が死亡し、49 人が重軽傷を負った。また、住家の被害は、全壊 50 棟、半壊 442 棟、一部損壊 22,661 棟、床上浸水 3,005 棟、床下浸水 9,162 棟にも及ぶ甚大な被害が生じた。
6.29 広島土砂災害 (平成 11 年)	断続的な雨が数日間続いた後の雷を伴った激しい雨が引き金となり、山崩れ、がけ崩れ、河川の氾濫、土石流等が多数発生した。この災害では、県内の南西部を中心に、死者が 32 人、住家の被害が 4,516 棟にも及ぶなど、甚大な被害が生じた。
台風第 18 号 (平成 16 年)	1 週間前の台風第 16 号による雨で地盤が緩んでいたため、県西部を中心とした大雨により多数の土砂災害が発生した。また、台風の接近と満潮時刻が重なったことから、南よりの暴風による吹き寄せ効果や、高波と異常潮位が加わり、県西部を中心に甚大な被害が発生した。人的被害は死者 5 人、負傷者 142 人で、住家の被害は、全壊・半壊 231 棟、一部損壊 16,582 棟、床上・床下浸水 3,988 棟にも及ぶなど、甚大な被害が生じた。
平成 22 年 7 月豪雨災害 (平成 22 年)	活発な梅雨前線による激しい雨が引き金となり、山崩れ、がけ崩れ、河川の氾濫、土石流等が多数発生した。人的被害は、死者 5 人、負傷者 6 人で、住家の被害は 1,787 棟にも及ぶなど、甚大な被害が発生した。
平成 26 年 8 月豪雨災害 (平成 26 年)	前夜から県南西部を中心に降り出したやや強い雨が、8 月 20 日未明から激しくなり、広島市安佐南区及び安佐北区において 2 時から 4 時までの 2 時間に 200 ミリを超える猛烈な雨となり、大規模な土石流や堤防の崩壊が生じた。広島市における人的被害は、死者 77 人、負傷者 68 人で、建物（住家）被害は 4,769 棟にも及ぶなど、甚大な被害が発生した。
平成 30 年 7 月豪雨災害 (平成 30 年)	7 月上旬、梅雨前線が日本付近に停滞し、台風第 7 号からの非常に湿った空気が供給され続けたため、大雨となりやすい状況となり、特に 6 日から 7 日にかけては雨が強まり、広島県では初となる大雨特別警報が発令された。3 日から 8 日にかけての累積雨量は、多いところで 676 ミリに達するなど、7 月の過去の最大月間降水量を超える雨量をわずか 6 日間で記録し、これまでに経験したことのないような記録的大雨となり、多くの人的被害や家屋、インフラといった物的損害など、戦後最大級の被害がもたらされた。人的被害は、死者 149 人、行方不明者 5 人、負傷者 147 人、建物（住家）被害は 15,720 棟に及ぶなど、甚大な被害が発生した。

イ 地震

- 本県においても、地震のタイプにより異なるものの、周期的に発生する地震により被害を受けてきた。
- 更に、東日本大震災（平成 23 年 3 月）を踏まえた最新の科学的知見に基づき、本県が取

りまとめた「広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）」では、南海トラフ地震などが発生した場合、被害が甚大となることが想定されている。

【主な地震災害】

地震名（発生年）	概要
南海地震 (昭和 21 年)	マグニチュード 8.0 の地震で、全国の被害は、死者・行方不明者が 1,443 人に上った。広島県内では 3 人がけがをし、全壊 49 戸、半壊 74 戸の被害が発生した。
平成 12 年鳥取県西部地震（平成 12 年）	マグニチュード 7.3 の地震で、広島県内では強いところで震度 4 を観測した。この地震により、県内では住家 6 棟が一部破損した。
平成 13 年芸予地震 (平成 13 年)	マグニチュード 6.7 で、県内では強いところで震度 6 弱を記録した。この地震により、死者 1 人、重軽傷者 193 人、住家は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が生じた。

ウ 雪害

- 本県においては、昭和 37 年から 38 年にかけて前例のない記録的な大雪に見舞われた。その後、県北部地帯の 6 市町が豪雪地帯に指定されている。

【主な雪害】

災害名（発生年）	概要
昭和 38 年 1 月豪雪 (昭和 38 年)	昭和 37 年 12 月から降り始めた降雪により、特に県北部地帯の積雪量は平均 4m に達した。長期間にわたる交通の途絶、通信回線の故障により孤立地帯が続出し、その数は 15 町村に及んだ。人的被害は死者 7 人、負傷者 22 人、住家の被害は全壊 64 棟、半壊 73 棟に及ぶなど甚大な被害が発生した。
平成 17 年 12 月大雪 (平成 17 年)	平成 17 年 12 月は冬型の気圧配置が続き雪の降る日が多く、特に 17 日から 18 日にかけては日本海の上空 5,000 m にマイナス 42 度以下の非常に強い寒気が流れ込んだため、日本海で発生した雪雲が山陰側から広島県に流れ込み、大雪となった。さらに 21 日には、低気圧が発達しながら日本海を通った後、強い冬型の気圧配置となり、県北部を中心に大雪となった。16 日から 31 日までの大雪による被害は、人的被害が死者 3 人、負傷者 27 人、住家の被害が 237 棟に及ぶなど甚大な被害が発生した。

6 本県における近年の主な防災・減災の取組

(1) 広島県防災対策基本条例の制定

- 近年の大規模な地震発生の切迫性、大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化などを踏まえ、自然災害による被害をより一層軽減していくため、県、市町等が行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や、地域住民が互いに助け合い、地域の安全を確保する「共助」により、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築するため平成 21 年 3 月に制定した。
- この条例では、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割等を明確化した上で、それぞれが取り組む事項についての努力規定を定めたほか、平成 11 年の土砂災害が発生した 6 月 29 日を「ひろしま防災の日」、6 月を「ひろしま防災月間」として定めた。

(2) 社会全体で取り組む「防災協働社会」の構築に向けた取組

- 「ひろしま未来チャレンジビジョン（平成 22 年 10 月）」に基づき、防災意識の醸成のための普及啓発や、防災教育の推進、また、自主防災組織の設立促進や活動の活発化の推進など、県民の防災意識の醸成と地域の災害対処能力の向上に向けた取組を進めてきた。

(3) 広島県地震被害想定調査

- 平成 23 年 3 月の東日本大震災を踏まえた最新の科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討し、平成 25 年 10 月に「広島県地震被害想定調査報告書」(以下、「県地震被害想定」という。)を取りまとめた。

【南海トラフ地震被害想定の結果概要（県地震被害想定から抜粋）】

※端数処理の関係で表の合計が一致しない場合がある。

・人的被害（被害要因別）

区分	建物倒壊	津波	土砂災害	火災	合計
死者数	926 人	13,828 人	4 人	1 人	14,759 人
負傷者数	16,774 人	5,436 人	5 人	4 人	22,220 人

・建物被害（全壊棟数・被害要因別）

液状化	揺れ	津波	土砂災害	火災	合計
39,560 棟	14,501 棟	15,090 棟	59 棟	351 棟	69,561 棟

・ライフライン被害

上水道被害（断水人口）	下水道被害（支障人口）	電力被害（停電件数）	通信被害 (固定電話不通回線数)
107 万人	78 万人	12 万件	8 万回線

・避難者

・災害廃棄物等

避難所	避難所外	合計	災害廃棄物	津波堆積物
39 万人	20 万人	59 万人	497 万トン	399～720 万トン

・経済被害（直接被害）

建物被害	ライフライン被害	港湾施設被害	災害廃棄物処理等	その他	合計
3.7 兆円	0.9 兆円	0.6 兆円	0.1 兆円	3.6 兆円	8.9 兆円

・経済被害（間接被害）

生産低下 (発災後 5 年分)	港湾機能停止	人流の移動とりやめ	波及的被害	合計
1.6 兆円	1.0 兆円	0.3 兆円	0.9 兆円	3.7 兆円

(4) 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の制定

- 自然災害から、県民の生命、身体及び財産を守っていくためには、行政におけるこれまで以上の防災・減災対策に加え、県民が自らの判断に基づいて「命を守る」行動をとることが極めて重要である。このため、広島県防災対策基本条例の理念や考え方を踏まえながら、「自助」、「共助」の視点に特化した具体的行動規範を定め、「災害死ゼロ」を新たな目標とし、県民運動として県全体で取り組んでいくこととした。

- この運動の展開に当たり、これまでの防災対策に係る課題の洗い出しと今後の防災対策の効果的な進め方について検討を行い、「災害から命を守る」ための行動目標を定めることなど、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の実施に関する基本的事項を定めた新たな条例を平成 27 年 3 月に制定した。

(5) 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画の策定

- 広島県防災対策基本条例及び広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の趣旨を踏まえ、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るため平成 27 年 10 月に策定した。

(6) 社会資本の整備及び老朽化対策

- 「災害に強いまちづくり」を実現するため、「社会資本未来プラン」等において、「防災・減災対策の充実・強化」を掲げ、効果的かつ効率的なハード対策による事前防災を推進している。
- また、県有施設の老朽化が進行していることから、平成26年12月に「広島県公共施設等マネジメント方策」を策定し、インフラ施設を含む各県有施設について、10年から20年先を見据えた長期的な視点で必要なサービス水準で安全に持続していくための取組の方向性を示した。
- 公共土木施設については、インフラ老朽化対策の取組の方向性を定めた「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と、それに基づく主要な30施設について修繕方針を策定し、計画的な維持管理に取り組んでいる。

第2 脆弱性評価

基本目標の実現に向け、本県の強靭化の推進を図る上で必要となる今後の施策を明らかにするため、国土強靭化地域計画の策定に関する国の指針に示された枠組み及び手順を参考に、想定するリスクに対する脆弱性について評価を行った。

1 想定するリスク

- 国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること、大規模自然災害は一度発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国の基本計画においては、「大規模自然災害」を想定するリスクとしている。
- 本計画においても、国の基本計画との調和を保つこと及び過去の風水害や地震等により県内に甚大な被害が生じてきたことなどを考慮し、想定するリスクを「大規模自然災害」とする。

2 施策分野

- 本県の強靭化に向けた取組を推進していくための施策分野については、国の基本計画における施策分野（12の個別施策分野と5の横断的分野）を参考とし、次のとおり設定する。

(1) 個別施策分野（9分野）

- | | | |
|-------------|--------|-------------|
| ①行政機能／警察・消防 | ②住宅・都市 | ③保健医療・福祉 |
| ④情報通信 | ⑤産業構造 | ⑥交通・物流 |
| ⑦県土保全 | ⑧環境 | ⑨土地利用（国土利用） |

(2) 横断的分野（5分野）

- | | | | | |
|---------------|-------|-------|-------|--------|
| ①リスクコミュニケーション | ②防災教育 | ③人材育成 | ④官民連携 | ⑤老朽化対策 |
|---------------|-------|-------|-------|--------|

3 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

8つの「事前に備えるべき目標」（第1の4の(2)）の妨げとなる事態として、国の基本計画で設定された45の事態を参考に、本県の実情も踏まえ、次のとおり、大規模自然災害発生時における39の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定する。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
I 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生	
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
		1-3 突發的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
		1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
II 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3 必要不可欠な行政機能は確保する	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
		2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	
		2-6 自然災害と疫病・感染症等との複合災害の発生	
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
		3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	
		4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資する	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下	
		5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
		5-4 食料等の安定供給の停滞	
		6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
		6-3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	
	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	
		7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
IV 迅速な復旧復興に資する		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃	
		7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃	
		8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態	
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響	

4 脆弱性評価の結果

第2の3で設定した「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に対する脆弱性について、別紙「『起きてはならない最悪の事態』（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価」のとおり評価した。

第3 今後の施策

第2の4の脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するための本県の強靭化に向けた「今後の施策」について、各リスクシナリオごとに掲げた。

なお、「今後の施策」に係る個別事業については、別冊「広島県強靭化地域計画年次事業一覧」へ明記する。

凡例

- ・ 施策分野（【隅付き括弧】）で「施策分野」（第2の2の(1)及び(2)）を示す。
 - （個別）【行政機能／警察・消防】，【住宅・都市】，【保健医療・福祉】，【情報通信】，【産業構造】，【交通・物流】，【県土保全】，【環境】，【土地利用（国土利用）】
 - （横断）【リスクコミュニケーション】，【防災教育】，【人材育成】，【官民連携】，【老朽化対策】
- ・ 関係局（〔角括弧〕）で関係局及び施策を識別する番号を示す。
 - 〔危〕：危機管理監，〔総〕：総務局，〔地〕：地域政策局，〔環〕：環境県民局，〔健〕：健康福祉局，〔商〕：商工労働局，〔農〕：農林水産局，〔土〕：土木建築局，〔企〕：企業局，〔教〕：教育委員会，〔警〕：警察本部

【「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するための「今後の施策】】

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に關係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について、耐震化を促進する。
- また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的に促進する。

【住宅・都市】〔土7〕

- 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。

【行政機能／警察・消防】【住宅・都市】【保健医療・福祉】〔総1〕

- 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。
- 災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（B C P）策定を支援する。

【保健医療・福祉】〔健3〕

- 社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

【保健医療・福祉】 [健 4]

(建築物等の老朽化対策)

- 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。

【老朽化対策】 [総 3]

(公共土木施設等の老朽化対策)

- 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。
- 公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。
- A I / I o Tなどのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。

【老朽化対策】 [人材育成] [土 9]

(地震防災対策)

- 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

【行政機能／警察・消防】 [官民連携] [危 2-1]

- 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。
- 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。

【行政機能／警察・消防】 [警 5]

- 県の地域防災計画に基づき、平成 25 年 10 月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策を、引き続き県、市町、関係団体が一体となって推進していく。

【行政機能／警察・消防】 [危 7]

(消防団・自主防災組織の充実・強化)

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

【行政機能／警察・消防】 [リスクコミュニケーション] [人材育成] [危 10-2]

- 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。

- 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危11]

(災害に強い道路ネットワークの構築)

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。

【住宅・都市】【交通・物流】[土1]

- 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

【交通・物流】[土17]

(市街地での防災機能の確保等)

- 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。
- 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。

【住宅・都市】[土16]

- 大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を行う市町について、引き続き指導・助言を行う。

【住宅・都市】[土25]

(耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上)

- 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。

【住宅・都市】【老朽化対策】【人材育成】[土19]

(既存建築物等の総合的な安全対策)

- 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。

【住宅・都市】[土20]

- 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。

【住宅・都市】[土13]

- 市町と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を引き続き推進する。

【住宅・都市】[土27]

(家具固定の促進)

- いつ起こるか分からぬ地震に対する備えの必要性について、報道機関等との連携による普及啓発をはじめ、企業・関係団体との一層の連携を図り、家具固定を促進していく。

【防災教育】【リスクコミュニケーション】【官民連携】[危 18]

(その他)

- 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画(平成30年3月改定)に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。
- 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。

【県土保全】【土地利用（国土保全）】[環1]

- 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。

【住宅・都市】[土 33]

- 水害リスクを適切に評価した上で河川改修や下水道施設整備を進めるとともに、ハザードマップを活用した避難体制の確立や、住民との合意形成を図った上で建築物の床の高さを定める等の地区計画制度の活用による土地利用規制など、市町など関係機関と連携し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。

【住宅・都市】[土 11]

施策に関連する指標	現状値	目標値
多数の者が利用する建築物の耐震化率	91.3% (R2)	96% (R7)
住宅の耐震化率	84.5% (R2)	92% (R7)
病院における事業継続計画（B C P）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）	10.2% (H30)	100% (R4)
修繕方針策定済の公共土木施設分類数	30 施設分類 (R1)	40 施設分類 (R7)
新技術活用によるライフサイクルコストの縮減額	323 百万円 (R1)	500 百万円 (R7)
消防団員数の維持	21,542 人 (R1)	22,229 人 (R3)
呼びかけ体制構築組織率	0.7% (R1)	100% (R7)
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	799.2km (49.0%) (R7)
危険ブロック塀対策補助制度創設市町	12 市町創設 (R2)	危険ブロック塀対策を要する全市町で創設 (R7)
家具等の転倒防止を行っている人の割合	49.0% (R1)	70.0% (R7)

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波・浸水、高潮対策施設の整備)

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。

【県土保全】[土4]

- 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。

【産業構造】【交通・物流】【県土保全】[土5]

- 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るために、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[土6]

(津波避難体制の整備)

- 地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動においてはお互いに避難を呼びかけるなどの体制を整備するよう、引き続き自主防災組織等の取組を支援する。

【リスクコミュニケーション】[危23]

- 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、南海トラフ地震防災対策計画作成対象施設（県津波浸水想定図における浸水深30cm以上の区域内で、病院等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者）の監督部局及び関係団体と連携し、未策定者に対し、計画の策定を要請する。

- また、南海トラフ地震における時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項が明示されていない策定者に対して、監督部局及び関係団体と連携し、計画への記載を要請する。

【行政機能／警察・消防】[危6]

- 県の地域防災計画に基づき、平成25年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策を、引き続き県、市町、関係団体が一体となって推進していく。（再掲）

【行政機能／警察・消防】[危7]

- 津波被害が生じるおそれのある地域について、市町による緊急避難場所（高台、津波避難ビル等）の指定を促進するとともに、円滑に避難できるよう、避難対象地域、緊急避難場所、避難路等の指定、避難指示のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画の策定を促進する。

【行政機能／警察・消防】[危21]

(要配慮者に対する支援)

- 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を未策定の市町が、早期に策定できるよう、先進市町の取組事例を紹介するなどにより、引き続き市町の取組を促進する。

- 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き関係団体の連携を促進するとともに、水害・土砂災害が発生するおそれのある、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、利用者の安全確保

を図る取組を市町と連携して推進する。

【保健医療・福祉】 [健13]

(津波避難意識の向上等)

- 県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。
【県土保全】 [土 15]

施策に関連する指標	現状値	目標値
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約 18,000 戸 (R2)	約 16,700 戸 (R7)
防護達成人口率 (沿岸域)	63.4% (R2)	65.7% (R7)
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	33% (R2)	53% (R7)
南海トラフ地震防災対策計画策定期定率	83.4% (H30)	100% (R7)
市町の津波避難計画策定期定市町数	2 市町 (R2)	14 市町 (R7)
全ての避難行動要支援者に係る個別計画の策定	2 市町 (R1)	23 市町 (R7)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(洪水、高潮対策施設の整備)

- 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。
【住宅・都市】 【県土保全】 [土 2]

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)

【県土保全】 [土 4]

(下水道施設の防災・減災対策)

- 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。

【住宅・都市】 [土 14]

(浸水想定区域図の作成等)

- 県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。(再掲)
【県土保全】 [土 15]

- 水害リスク情報の提供の充実を図るため、中小河川における氾濫推定図の作成を推進すると

とともに、地先ごとの水害危険度を伝えるためのシステムを構築する。

- 高潮時の被害の最小化を図るため、水防法改正により国から示された想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域図の作成を推進する。
- 県民が洪水・高潮における危険箇所等を知り、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」及び「高潮・津波災害ポータルひろしま」の普及拡大を推進する。
- 洪水ハザードマップの普及浸透・水害に対する危機意識の醸成を目的とし、小・中学校を対象にまるごとまちごとハザードマップ（洪水標識の設置）の取組を推進する。

【県土保全】 [土 12]

- 県民が内水浸水の危険箇所等を知り、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を行うため、市町による内水ハザードマップの作成・公表を支援する。

【住宅・都市】 [土 37]

(災害廃棄物処理計画に基づく対応)

- 「広島県災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 3 月策定）及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」（令和元年 5 月）を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。

【環境】 [環 4]

(浄化槽対策)

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。

【環境】 [環 6]

(その他)

- 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成 30 年 3 月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。
- 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。（再掲）

【県土保全】 【土地利用（国土保全）】 [環 1]

施策に関連する指標	現状値	目標値
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約 18,000 戸 (R2)	約 16,700 戸 (R7)
防護達成人口率（沿岸域）	63.4% (R2)	65.7% (R7)

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)

- 「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図り

ながら、平成30年7月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。

【県土保全】[土3-1]

- 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。
- 市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。

【産業構造】[県土保全] [農1]

(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)

- 住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。

【県土保全】[土3-2]

- がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、県民の自助の取組を支援していく。

【県土保全】[土8]

(宅地耐震化の推進)

- 大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

【県土保全】[土26]

(災害廃棄物処理計画に基づく対応)

- 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。(再掲)

【環境】[環4]

(その他)

- 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画(平成30年3月改定)に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。
- 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。(再掲)

【県土保全】[土地利用(国土保全)] [環1]

- 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護する

ための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。(再掲)

【住宅・都市】[土 33]

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害から保全される家屋数	約 116,000 戸 (R2)	約 129,000 戸 (R7)
山地災害防止対策等着手地区数	5,336 地区 (R1)	5,516 地区 (R7)
水害・土砂災害リスクの認知度	77.0% (R2)	100% (R7)

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(孤立化防止のためのインフラ整備)

- 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。

【交通・物流】[危 22]

(危機管理体制の維持・強化)

- 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危 2-1]

(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)

- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線(広島県総合行政通信網)を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危 25]

(冬期交通の安全確保)

- 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の扱い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、除雪機械の増強や自動運転技術等を活用した熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。

【交通・物流】[土 24]

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資調達・供給の連携体制の整備)

- 大規模災害発生時的人的・物的支援について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。

【行政機能／警察・消防】[危9]

- 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。
- 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】[危8-1] [環5] [健11] [商2]

- 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】[危17]

(非常用物資の備蓄の推進)

- 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。

【保健医療・福祉】[健12]

(水道管の耐震化等供給体制の強化)

- 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるように助言を行う。

【住宅・都市】[健10]

(県営水道の供給体制の強化等)

- 災害・事故等に強い供給体制の構築を目指し、トンネル事故などの送水不能事故に対応するため、未整備バックアップ施設（緊急時連絡管等）の令和4年度完成に向けて、着実な取組を進めていく。

【住宅・都市】[企1]

- 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に水道管の更新・耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。

【住宅・都市】[老朽化対策] [企2]

- 水の安定供給を図るため、計画的に水管橋等の水道施設の耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。

【住宅・都市】[企3]

(緊急輸送網の確保)

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規

模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。(再掲)

【住宅・都市】【交通・物流】[土1]

- 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。(再掲)

【産業構造】【交通・物流】【県土保全】[土5]

(民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備)

- 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】[危2-3]

(災害対処能力の向上)

- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築する。
- また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。

【行政機能／警察・消防】[危2-2]

(ボランティア体制の構築等)

- 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ等を更に充実させる取組を推進する。
- 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。
- また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。
- 感染症流行時に必要なボランティア人員を確保するため、感染症対策の徹底等に留意して、適切な対応が取られるように、市町と地域の社会福祉協議会等との連携を促進させる。

【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[健15]

施策に関連する指標	現状値	目標値
水道管の送水不能事故に対応するためのバックアップ施設（緊急連絡管等）整備の進捗状況（整備件数）	5件 (R1)	6件 (R4)
老朽度が高い（経過年数、土壤の腐食性及び漏水事故歴等から評価）管路の更新延長	27.6km (R1)	92.9km (R11)
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	799.2km (49.0%) (R7)
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	33% (R2)	53% (R7)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(孤立化防止のためのインフラ整備)

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。
- 離島（島じょ部）が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設のインフラ整備を進めて

いく。

【住宅・都市】【産業構造】【交通・物流】【県土保全】【老朽化対策】[土 30]

- 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。(再掲)

【交通・物流】[危 22]

(非常用物資の備蓄の推進)

- 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲)

【保健医療・福祉】[健 12]

(災害対処能力の向上)

- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有する I C T 技術を活用した仕組みを構築する。
- また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。(再掲)

【行政機能／警察・消防】[危 2-2]

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	799.2km (49.0%) (R7)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)

- 消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

【行政機能／警察・消防】[危 10-1]

- あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努める。

【行政機能／警察・消防】[人材育成] [警 2]

- 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】[官民連携] [危 2-1]

- 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。
- 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など

各種資格の取得を推進する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】[警5]

(警察庁舎の耐震化)

- 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、引き続き警察署の建替整備事業を推進する。
- 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。

【行政機能／警察・消防】[警1]

(警察の災害対応指揮機能の強化)

- 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】【人材育成】[警3]

(消防団・自主防災組織の充実・強化)

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危10-2]

- 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危11]

施策に関連する指標	現状値	目標値
警察本部庁舎・警察署耐震化率	88.1% (R2)	90.5% (R7)
交番・駐在所耐震化率	67.2% (R2)	76.7% (R7)
消防団員数の維持	21,542人 (R1)	22,229人 (R3)
呼びかけ体制構築組織率	0.7% (R1)	100% (R7)

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(事業所等との協定)

- 協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を締結する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危8-2]

(帰宅困難者対策の周知)

- 徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、県民や企業等に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早期解消を図るため、関係機関の協力を得て、臨時の輸送手段の確保を検討する。

【住宅・都市】【交通・物流】[危19]

(道の駅の活用促進)

- 災害発生時に、市町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、引き続き防災拠点としての活用を推進する。また、広域的な防災拠点としての活用を検討し、対象となる「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、施設、体制を整える。

【行政機能／警察・消防】[土18]

(非常用物資の備蓄の推進)

- 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲)

【保健医療・福祉】[健12]

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(医療救護体制の強化)

- 大規模災害発生時に、災害拠点病院、DMA T（災害派遣医療チーム）及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう、災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を引き続き促進する。
- EMIS（広域災害救急医療情報システム）、J-SPEED（災害診療記録）等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備に取り組むとともに、医療資源の配分や患者搬送などの医療調整業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進める。

【保健医療・福祉】[健1]

- 災害時のDMA T（災害派遣医療チーム）の重要性が高まっていることから、DMA T隊員について、技能を維持する研修や訓練への積極的な参加を求めるとともに、新たなDMA Tチームの養成を推進する。

【保健医療・福祉】[健5]

- 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。
- 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。
- 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。

【保健医療・福祉】[健21]

(病院の防災機能強化)

- 災害拠点病院が災害時に継続して医療を提供するために、必要な燃料、水を備蓄する設備の

整備促進、及び、速やかに補給できる体制確保のための取組を推進する。

【保健医療・福祉】 [健2]

- 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。
- 災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（B C P）策定を支援する。（再掲）

【保健医療・福祉】 [健3]

(医療・介護人材の育成)

- 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、市町や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を引き続き推進する。
- 【保健医療・福祉】 [人材育成] [健22]

(災害時の医療・福祉連携体制の強化)

- 災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」内で医療職と福祉関係職種の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を引き続き整備する。
- 【保健医療・福祉】 [健16]

(緊急輸送網の確保)

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。（再掲）

【住宅・都市】 [交通・物流] [土1]

- 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。（再掲）

【産業構造】 [交通・物流] [県土保全] [土5]

(事業者等との協定)

- 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。（再掲）
- 【行政機能／警察・消防】 [交通・物流] [官民連携] [危17]

施策に関連する指標	現状値	目標値
災害拠点病院の災害訓練の参加（実施）	74% (R1)	100% (R5)
DMA T数	31 チーム (R1)	36 チーム (R5)
病院における事業継続計画（B C P）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）	10.2% (H30)	100% (R4)
県内医療に携わる医師数	7,286 人 (H30)	7,332 人 (R6)
医療施設等従事看護職員数	44,184 人 (H30)	47,007 人 (R7)

介護職員数	50,280 人 (H30)	55,902 人 (R5)
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	799.2km (49.0%) (R7)
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	33% (R2)	53% (R7)

2-6 自然災害と疫病・感染症等との複合災害の発生

(感染症対策の司令塔機能の整備)

- 疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的で関心度の高い専門研修を継続実施し、人材を養成していく。
- 新興感染症の拡大に対応するため、感染症指定医療機関・協力医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、患者受入れ順のルール設定、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、圏域における軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、役割分担・連携による万全の患者受入れ体制構築を図る。
- 感染症は社会全体のリスクであるとの認識のもと、全国に先駆けて設置した広島県感染症・疾病管理センターを中心に、感染症のリスクや感染防止のための行動などを県民等で共有して理解を深め、感染症対策に総合的に対応する。

【保健医療・福祉】【人材育成】[健8]

(避難所環境などの整備)

- 各避難所の環境・運営改善を進めるため、市町と連携して、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う。
- 避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築する。
- 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。
- 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。

【行政機能／警察・消防】[危20-1(健)]

(病院の防災機能強化)

- 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。
- 災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（B C P）策定を支援する。（再掲）

【保健医療・福祉】[健3]

(予防接種の促進)

- 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期の予防接種の実施主体である市町に対し、一層の積極的な働きかけを実施する。

【保健医療・福祉】[健9]

(検査体制の強化)

- 感染症発生時において、医療機関や民間機関等と連携して迅速な感染状況の把握や積極的疫

学調査を行う。

【保健医療・福祉】【官民連携】[健 23]

(避難先の確保)

- 各市町に対して、公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど、引き続き、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけていく。

【行政機能／警察・消防】[危 30]

(分散避難の啓発)

- 県民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。

【行政機能／警察・消防】[危 24]

(浄化槽対策)

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)

【環境】[環 6]

(下水道施設の防災・減災対策)

- 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。(再掲)

【住宅・都市】[土 14]

- 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。
- 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。

【住宅・都市】[企 4]

(遺体への適切な対応)

- 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。
- 遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進する。

【行政機能／警察・消防】[警 7]

施策に関する指標	現状値	目標値
避難所運営マニュアルを作成している避難所の割合	27.6% (R2)	100% (R7)
病院における事業継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）	10.2% (H30)	100% (R4)

麻しん・風しんワクチンの接種率	1期 95.5%, 2期 94.2% (R1)	1期 98.5%以上, 2期 94.6%以上 (R7)
-----------------	----------------------------	--------------------------------

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所の防災機能強化)

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。

【行政機能／警察・消防】【産業構造】【環2】

(避難所の感染防止対策)

- 避難所でのまん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルを活用し、市町に対して避難所の環境整備に係る指導・助言を引き続き行う。
- また、緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材等を市町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を行うため、県でも備蓄を行う。

【保健医療・福祉】【健24】

(非常用物資の備蓄の推進)

- 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲)

【保健医療・福祉】【健12】

(医療資材などの確保)

- 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。
- 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。
- 定期的に災害時医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。(再掲)

【保健医療・福祉】【健21】

(心のケアなどの支援体制の整備・強化)

- 災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよう、協定を締結した関係職能団体との連携を図るとともに、研修会等を実施するなど引き続き体制の強化を図る。

【保健医療・福祉】【健6】

- D P A T (災害派遣精神医療チーム) 先遣隊及び担当者を厚生労働省が実施するD P A T研修に派遣するとともに、関係者の連携を強化し、災害時に迅速な被災地域の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制を引き続き整備する。

【保健医療・福祉】【健7】

- 各避難所の環境・運営改善を進めるため、市町と連携して、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う。

- 避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築する。
- 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。
- 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【危20-1(健)】

- 災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、サロン活動等によるコミュニティづくりなど、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。

【保健医療・福祉】【健25】

(要配慮者に対する支援)

- 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され、また、指定施設が増やされるよう、実施市町の取組事例等を紹介する。
- 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。

【保健医療・福祉】【官民連携】【健14】

(平時からの連携体制構築)

- 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。

【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【健17】

(ボランティア体制の構築等)

- 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ等を更に充実させる取組を推進する。
- 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。
- また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要な市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。
- 感染症流行時に必要なボランティア人員を確保するため、感染症対策の徹底等に留意して、適切な対応が取られるように、市町と地域の社会福祉協議会等との連携を促進させる。(再掲)

【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】【健15】

(浄化槽対策)

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)

【環境】【環6】

(下水道施設の防災・減災対策)

- 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるB C Pへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。(再掲)

【住宅・都市】【土14】

(遺体への適切な対応)

- 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。
- 遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】[警7]

- 迅速な身元確認業務を推進するため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強等を引き続き行う。
- 現在、科学捜査研究所(DNA型鑑定による身元確認を行う施設)は1カ所であることから、災害に強い庁舎への改修(移転も含む)や鑑定施設の分散化等を引き続き検討する。

【行政機能／警察・消防】[警8]

- 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど引き続き各市町における広域火葬体制整備を促進する。

【行政機能／警察・消防】[健19]

(特定動物や被災動物への対応)

- 放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。
- ペットの同伴避難等について、引き続き、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めしていく。

【行政機能／警察・消防】[健18]

施策に関連する指標	現状値	目標値
避難所運営マニュアルを作成している避難所の割合	27.6% (R2)	100% (R7)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(警察の災害対応機能の強化)

- 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、引き続き警察署の建替整備事業を推進する。
- 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】[警1]

- 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【情報通信】【人材育成】[警3]

- 年1回以上の逃走防止訓練及び避難訓練を継続して行う。また、交通網が遮断された場合な

どを想定し、非常計画（避難場所等の選定）の見直しを継続して行う。

【行政機能／警察・消防】[警9]

(治安の維持)

- 被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を引き続き行う。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため女性警察官を積極的に派遣して、避難所等における相談の受理や防犯指導等を引き続き行う。

【行政機能／警察・消防】[警6]

- 被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、引き続き被災者の負担軽減を図る。

【行政機能／警察・消防】[警10]

施策に関連する指標	現状値	目標値
警察本部庁舎・警察署耐震化率	88.1% (R2)	90.5% (R7)
交番・駐在所耐震化率	67.2% (R2)	76.7% (R7)
逃走防止訓練及び避難訓練の実施	年1回以上の訓練を実施	年1回以上の訓練を実施

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通安全施設等の整備)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新を引き続き推進する。

【行政機能／警察・消防】[警4]

- 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】[土22(警)]

施策に関連する指標	現状値	目標値
信号機の電源付加装置整備状況	90基 (R2)	104基 (R7)

3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

(庁舎の耐震化)

- 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。（再掲）

【行政機能／警察・消防】【住宅・都市】【保健医療・福祉】[総1]

- 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、引き続き警察署の建替整備事業を推進する。

- 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら計画的な建替整備を推進する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】[警1]

(執務環境、実施体制の維持確保)

- 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を引き続き推進する。

【行政機能／警察・消防】[危15]

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】[産業構造] [環2]

- 県庁の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないよう、引き続き、本庁舎・地方機関の耐震化工事に併せ、ネットワーク機器の移設・更新等を検討する。

【行政機能／警察・消防】[総2]

(危機管理体制の維持・強化)

- 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】[官民連携] [危2-1]

- 市町の災害時の対処能力の向上を図るため、チェックリストを用いて、市町の初動応急対応に必要な災害対策運営要領等のマニュアル類の整備・改定を指導・助言し、実効性確保のための訓練を支援する。

【行政機能／警察・消防】[危1]

- 南海トラフ地震を想定した県の「業務継続計画（B C P）」及び「計画に基づくマニュアル」について、定期的な見直しを行うとともに、訓練等を通じて検証していく。

- 平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を活用して、市町における「業務継続計画（B C P）」の策定を促進する。

- 災害対策本部が設置される市町庁舎における非常用電源について、72時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する。

【行政機能／警察・消防】[危5]

(広域応援体制の構築)

- 大規模災害発時の人的・物的支援について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。(再掲)

【行政機能／警察・消防】[危9]

- 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備する。

- 更に、市町を支援するため、県は、市町からの要請に応じて、医療職、技術職等の職員の人

的応援を行う。

- 災害の状況に応じて、市町からの要請がなくとも、県との間で情報連絡を行う職員を市町に派遣し、被災市町の支援ニーズを的確にとらえて対応する。また、派遣にあたっては、二次災害の回避や長期間の対応となった場合の体制の確保について留意する。

【行政機能／警察・消防】[危 20-2]

施策に関連する指標	現状値	目標値
警察本部庁舎・警察署耐震化率	88.1% (R2)	90.5% (R7)
交番・駐在所耐震化率	67.2% (R2)	76.7% (R7)
県内 23 市町の災害対策運営要領等の点検・修正	毎年度点検を実施	毎年度点検を実施
72 時間稼働の非常用電源を確保している市町数	8 市町 (R1)	23 市町 (R7)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(庁舎の非常用電源の確保)

- 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を引き続き推進する。(再掲)
【行政機能／警察・消防】[危 15]

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【産業構造】[環 2]

(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営管理する。
【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危 3]

- 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危 4]

- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線(広島県総合行政通信網)を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危 25]

- 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【情報通信】【人材育成】[警 3]

- 大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるシステムの構築を推進する。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】[土 23(警)]

(ライフライン事業者との連携)

- ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。

【情報通信】【産業構造】【官民連携】[危 28]

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の多様化)

- 県民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。なお、受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県・市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危 13]

(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)

- 住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。
(再掲)

【県土保全】[土 3-2]

施策に関連する指標	現状値	目標値
災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合	31.1% (R1)	80.0% (R7)
水害・土砂災害リスクの認知度	77.0% (R2)	100% (R7)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(自助・共助の取組強化)

- 災害に備えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを記載する「ひろしまマイ・タイムライン」(自らの防災行動計画)の普及促進をはじめ、家庭における災害に備えた備蓄の促進等、「自助」「共助」の取組を一層推進する施策に取り組んでいく。

【防災教育】【リスクコミュニケーション】[危 14]

(防災教育の推進)

- 企業訪問や企業向け研修会などを通じた、ポータルサイト「はじめの一歩」を活用した防災

学習の促進、県の一斉防災教室・訓練への参加促進や先進事例の紹介を引き続き行う。

- 地域で行われる防災教室等への県民の一層の参加を促進するとともに、子育てサークルや高齢者サロン等における防災教室の担い手育成などの取組を通じて県内の地域コミュニティにおける、防災教室等への参加の呼びかけを引き続き促す。
- 小中学校や自主防災組織等を対象に、防災知識の向上や災害の教訓を次世代へ伝承するため、VR等の模擬体験によるリアリティを高めたツールや、過去に発生した災害写真などのアーカイブの活用を図るなど、効果的な防災教育を実施する。

【防災教育】【リスクコミュニケーション】[危26]

(災害情報伝達手段の多様化)

- 県民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。なお、受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県・市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危13]

(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営管理する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危3]

- 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危4]

- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線(広島県総合行政通信網)を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危25]

- 大規模災害発時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるシステムの構築を推進する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】[土23(警)]

- AI／IoTなどのデジタル技術を最大限に活用して、公共土木施設に関するあらゆる情報を一元化し、各種データの融合や市町・民間企業との連携により、個人ごとに異なる災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで県民に発信できる仕組みを構築する。

【情報通信】[土35]

- 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる

警察官の技能向上を図る。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【情報通信】【人材育成】【警3】

- 110番通報等と連動したG I Sを基盤とする情報共有システム（災害警備システム）を活用した情報共有により、迅速な情報の集約・共有を図っていく。

【行政機能／警察・消防】【警11】

(災害対処能力の向上)

- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するI C T技術を活用した仕組みを構築する。
- また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【危2-2】

(要配慮者に対する支援)

- 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を未策定期の市町が、早期に策定できるよう、先進市町の取組事例を紹介するなどにより、引き続き市町の取組を促進する。
- 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き関係団体の連携を促進とともに、水害・土砂災害が発生するおそれのある、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、利用者の安全確保を図る取組を市町と連携して推進する。(再掲)

【保健医療・福祉】【健13】

- 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され、また、指定施設が増やされるよう、実施市町の取組事例等を紹介する。
- 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。(再掲)

【保健医療・福祉】【官民連携】【健14】

- 災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。
- 水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、市町と連携し継続的な働きかけを実施する。

【行政機能／警察・消防】【危27】

(消防団・自主防災組織の充実・強化)

- 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【人材育成】【危11】

施策に関連する指標	現状値	目標値
避難の準備行動ができている人の割合	13.6% (R1)	50.0% (R7)
マイ・タイムラインを作成している人の割合	—	60.0% (R7)
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合	68.5% (R1)	100% (R7)
災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合	31.1% (R1)	80.0% (R7)
防災教室・訓練への参加者割合	41.5% (R1)	60.0% (R7)
非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食糧や飲料水を備蓄している人の割合	52.3% (R1)	70.0% (R7)
全ての避難行動要支援者に係る個別計画の策定	2市町 (R1)	23市町 (R7)
呼びかけ体制構築組織率	0.7% (R1)	100% (R7)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

(事業継続の取組の推進)

- 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にB C P策定を普及啓発していく。

【産業構造】 [商1]

(陸海上交通網の確保)

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。また、港湾施設の耐震対策等を実施し、港湾B C Pの実効性の向上と災害に対する意識向上を図ることを目的に、必要に応じて訓練等を実施する。

【住宅・都市】 【産業構造】 【交通・物流】 【県土保全】 【老朽化対策】 [土31]

- 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。（再掲）

【交通・物流】 [危22]

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	799.2km (49.0%) (R7)

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)

- 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することによ

り、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。

【産業構造】[危 12]

(有害物質流出対策)

- 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
- 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
- P R T R 法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。
- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壤、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。

【環境】[環 3]

施策に関連する指標	現状値	目標値
石油コンビナート等総合防災訓練の実施	隔年1回の訓練を実施	隔年1回の訓練を維持
水質汚染事故発生件数	147 件 (R1)	現状値より減少 (R7)

5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(災害に強いインフラ整備)

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。（再掲）

【住宅・都市】【交通・物流】[土 1]

- 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。（再掲）

【交通・物流】[土 17]

- 「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成 30 年 7 月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。（再掲）

【県土保全】[土 3-1]

- 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。（再掲）

【住宅・都市】【県土保全】[土 2]

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)

【県土保全】 [土4]

- 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。(再掲)

【産業構造】【交通・物流】【県土保全】 [土5]

(交通安全施設等の整備)

- 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】 [土22(警)]

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	799.2km (49.0%) (R7)
土砂災害から保全される家屋数	約116,000戸 (R2)	約129,000戸 (R7)
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約18,000戸 (R2)	約16,700戸 (R7)
防護達成人口率（沿岸域）	63.4% (R2)	65.7% (R7)
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	33% (R2)	53% (R7)

5-4 食料等の安定供給の停滞

(民間事業者等との応援協定の締結)

- 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。
- 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】 [危8-1] [環5] [健11] [商2]

(水産業の生産基盤等の災害対応力の強化)

- 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るために、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。(再掲)

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】 [土6]

- 漁場施設の災害対応強化を行えるよう水産環境整備マスタープランの方針内に位置付け、新たな整備や現有施設機能強化を推進する。
- 漁業関係共同利用施設については、災害対応力の強化を浜の活力再生プランの取組方針に位置付け、施設の改築を含めて機能強化を図る。

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農 4]

(卸売市場施設整備の推進)

- 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農 5]

施策に関連する指標	現状値	目標値
防護達成人口率（沿岸域）	63.4% (R2)	65.7% (R7)

- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(再生可能エネルギーの導入促進)

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。（再掲）

【行政機能／警察・消防】【産業構造】[環 2]

(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)

- 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。（再掲）

【産業構造】[危 12]

(ライフライン事業者との連携)

- ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。（再掲）

【情報通信】【産業構造】【官民連携】[危 28]

施策に関連する指標	現状値	目標値
石油コンビナート等総合防災訓練の実施	隔年1回の訓練を実施	隔年1回の訓練を維持

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道管の耐震化等供給体制の強化)

- 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機

管理体制が維持され、全体として強化されるように助言を行う。(再掲)

【住宅・都市】[健10]

(県営水道の供給体制の強化等)

- 災害・事故等に強い供給体制の構築を目指し、トンネル事故などの送水不能事故に対応するため、未整備バックアップ施設(緊急時連絡管等)の令和4年度完成に向けて、着実な取組を進めていく。(再掲)

【住宅・都市】[企1]

- 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に水道管の更新・耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。(再掲)

【住宅・都市】[老朽化対策] [企2]

- 水の安定供給を図るため、計画的に水管橋等の水道施設の耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。(再掲)

【住宅・都市】[企3]

施策に関する指標	現状値	目標値
水道管の送水不能事故に対応するためのバックアップ施設(緊急連絡管等)整備の進捗状況(整備件数)	5件(R1)	6件(R4)
老朽度が高い(経過年数、土壤の腐食性及び漏水事故歴等から評価)管路の更新延長	27.6km(R1)	92.9km(R11)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の防災・減災対策)

- 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。(再掲)

【住宅・都市】[土14]

- 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。
- 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。(再掲)

【住宅・都市】[企4]

(浄化槽対策)

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)

【環境】[環6]

(災害廃棄物処理計画に基づく対応)

- 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。(再掲)

【環境】[環4]

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(災害に強いインフラ整備)

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。(再掲)

【住宅・都市】【交通・物流】[土1]

- 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。(再掲)

【交通・物流】[土17]

- 「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成30年7月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。(再掲)

【県土保全】[土3-1]

- 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。(再掲)

【住宅・都市】【県土保全】[土2]

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)

【県土保全】[土4]

- 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。(再掲)

【産業構造】【交通・物流】【県土保全】[土5]

(緊急輸送体制の整備)

- バス事業者や船舶事業者など民間事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の充実を

図る。

【交通・物流】[危 29] [地 2] [土 38]

- 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、県民の通勤・通学等の移動手段の確保を図る。

【交通・物流】[地 3]

(交通安全施設等の整備)

- 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】[土 22(警)]

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	799.2km (49.0%) (R7)
土砂災害から保全される家屋数	約 116,000 戸 (R2)	約 129,000 戸 (R7)
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約 18,000 戸 (R2)	約 16,700 戸 (R7)
防護達成人口率（沿岸域）	63.4% (R2)	65.7% (R7)
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	33% (R2)	53% (R7)

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)

- 「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成 30 年 7 月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。(再掲)

【県土保全】[土 3-1]

(津波・浸水、高潮対策施設の整備)

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)

【県土保全】[土 4]

(公共土木施設等の老朽化対策)

- 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。

- 公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。
 - A I / I o Tなどのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。(再掲)
- 【老朽化対策】【人材育成】[土 9]

施策に関する指標	現状値	目標値
土砂災害から保全される家屋数	約 116,000 戸 (R2)	約 129,000 戸 (R7)
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約 18,000 戸 (R2)	約 16,700 戸 (R7)
防護達成人口率（沿岸域）	63.4% (R2)	65.7% (R7)
修繕方針策定済の公共土木施設分類数	30 施設分類 (R1)	40 施設分類 (R7)
新技術活用によるライフサイクルコストの縮減額	323 百万円 (R1)	500 百万円 (R7)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)

- 消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。(再掲)
- 【行政機能／警察・消防】[危 10-1]

- あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努める。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【人材育成】[警 2]

- 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危 2-1]

- 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。
- 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】[警 5]

(消防団・自主防災組織の充実・強化)

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等

により災害対応能力の向上を図る。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危10-2]

- 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危11]

(市街地での防災機能の確保等)

- 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。
- 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。(再掲)

【住宅・都市】[土16]

施策に関連する指標	現状値	目標値
消防団員数の維持	21,542人(R1)	22,229人(R3)
呼びかけ体制構築組織率	0.7%(R1)	100%(R7)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)

- 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。(再掲)

【産業構造】[危12]

(有害物質流出対策)

- 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
- 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領(水質汚染事故、大気汚染事故)により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
- P R T R 法(化学物質排出把握管理促進法)により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。
- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壤、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。(再掲)

【環境】[環3]

施策に関連する指標	現状値	目標値
石油コンビナート等総合防災訓練の実施	隔年1回の訓練を実施	隔年1回の訓練を維持
水質汚染事故発生件数	147件(R1)	現状値より減少(R7)

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(住宅・建築物等の耐震化)

- 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について、耐震化を促進する。
- また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的に促進する。(再掲)
【住宅・都市】[土 7]

(既存建築物の総合的な安全対策)

- 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。(再掲)
【住宅・都市】[土 20]

施策に関連する指標	現状値	目標値
多数の者が利用する建築物の耐震化率	91.3% (R2)	96% (R7)
住宅の耐震化率	84.5% (R2)	92% (R7)

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)

- 住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。(再掲)
【県土保全】[土 3-2]

(治山施設の整備)

- 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。
- 市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。(再掲)
【産業構造】【県土保全】[農 1]

(農業用ため池、水利施設の老朽化対策)

- 地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、市町によるハザードマップの作成と公表を支援する。
- ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施する。
- 定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整

備する。

- 水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農 2]

(海岸保全施設の老朽化対策)

- 海岸保全施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。
- 津波・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため、広島沿岸海岸保全基本計画に基づく施設の整備を進める。

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農 6]

(地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策)

- 地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持する。
- 基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持する。

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農 7]

施策に関連する指標	現状値	目標値
水害・土砂災害リスクの認知度	77.0% (R2)	100% (R7)
山地災害防止対策等着手地区数	5,336 地区 (R1)	5,516 地区 (R7)
防災重点ため池の防災工事の完了箇所数	459 箇所 (R1)	883 箇所 (R7)
防護達成人口率(沿岸域)	63.4% (R2)	65.7% (R7)
污水処理人口普及率	88.4% (H30)	92.8% (R8)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃

(有害物質流出対策)

- 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
- 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
- P R T R 法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。
- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壤、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。（再掲）

【環境】[環 3]

- 毒物劇物製造施設等への監視指導により、引き続き、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定等防災体制の整備を図る。

【産業構造】[健 20]

施策に関連する指標	現状値	目標値
水質汚染事故発生件数	147 件 (R1)	現状値より減少 (R7)

7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃

(農地・森林等の保全の取組)

- 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。
- 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備する。また、放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参加の森づくりを推進する。

【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用（国土利用）】【農3】

施策に関する指標	現状値	目標値
維持されている農地面積	54,100ha (R1)	51,100ha (R7)
手入れ不足の人工林間伐面積	617ha (R1)	1,050ha (R7)

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画に基づく対応)

- 「広島県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月策定）及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」（令和元年5月）を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。（再掲）

【環境】 [環4]

8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(建設業の担い手確保)

- 建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を引き続き推進する。

【産業構造】【人材育成】【官民連携】 [土10]

(デジタル技術を活用した生産性の向上)

- A I / I o Tなどのデジタル技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に公共土木施設等を整備・維持管理する I C T活用工事やB I M/C I Mを推進し、建設分野の更なる生産性の向上を図る。

【産業構造】 [土36]

(建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備)

- 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。(再掲)

【住宅・都市】【老朽化対策】【人材育成】[土 19]

- 関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を引き続き推進する。

【住宅・都市】【人材育成】[土 21]

- 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に引き続き努める。

【住宅・都市】【人材育成】[土 28]

(地籍調査の推進)

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、各市町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう、引き続き各市町に働きかけを行う。

【土地利用（国土保全）】[地 1]

(その他)

- 平成27年3月に策定した「広島県災害復興都市計画マニュアル」の活用などにより、市町において地域の実情に応じた災害復興都市計画マニュアルの策定を図るなど、市町職員の復興体制の強化や対応力を強化する取組を引き続き推進する。

【住宅・都市】[土 34]

施策に関連する指標	現状値	目標値
主要な土木構造物におけるCIM業務の活用割合	0% (R2)	100% (R7)
地籍調査進捗率	53.3% (R1)	56.3% (R7)

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(洪水、高潮対策施設の整備)

- 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。(再掲)

【住宅・都市】【県土保全】[土 2]

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。

- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再

掲)

【県土保全】 [土 4]

(浄化槽対策)

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)

【環境】 [環 6]

(下水道施設の防災・減災対策)

- 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。(再掲)

【住宅・都市】 [土 14]

- 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。
- 流域下水道管渠の定期点検について、地盤沈下の恐れがある箇所については点検を強化し、改修等の必要な措置を実施していく。

【住宅・都市】 [企 5]

施策に関連する指標	現状値	目標値
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約18,000戸 (R2)	約16,700戸 (R7)
防護達成人口率(沿岸域)	63.4% (R2)	65.7% (R7)

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

(消防団・自主防災組織の充実・強化)

- 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲)

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【人材育成】 [危 11]

(自助・共助の取組強化)

- 災害に備えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを記載する「ひろしまマイ・タイムライン」(自らの防災行動計画)の普及促進をはじめ、家庭における災害に備えた備蓄の促進等、「自助」「共助」の取組を一層推進する施策に取り組んでいく。(再掲)

【防災教育】【リスクコミュニケーション】 [危 14]

(平時からの連携体制構築)

- 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。(再掲)

【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】 [健 17]

(市街地での防災機能の確保等)

- 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。
- 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。(再掲)

【住宅・都市】[土16]

(被災者の住宅確保)

- 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
- 借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
- 県営住宅への一時入居体制を維持する。

【住宅・都市】[土29]

(農地・森林等の保全の取組)

- 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。
- 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備する。また、放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参加の森づくりを推進する。(再掲)

【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用（国土利用）】[農3]

(漁場機能の回復)

- 大規模災害発生時には、迅速に漁場機能の回復を図るため、干潟の耕耘や海底堆積物の除去等を実施する。

【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用（国土利用）】[農8]

(文化財の保護)

- 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、各市町に対し、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を指導する。
- 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。

【住宅・都市】[教1]

施策に関連する指標	現状値	目標値
呼びかけ体制構築組織率	0.7% (R1)	100% (R7)
避難の準備行動ができている人の割合	13.6% (R1)	50.0% (R7)
マイ・タイムラインを作成している人の割合	—	60.0% (R7)
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合	68.5% (R1)	100% (R7)
災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合	31.1% (R1)	80.0% (R7)

防災教室・訓練への参加者割合	41.5% (R1)	60.0% (R7)
非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食糧や飲料水を備蓄している人の割合	52.3% (R1)	70.0% (R7)
維持されている農地面積	54,100ha (R1)	51,100ha (R7)
手入れ不足の人工林間伐面積	617ha (R1)	1,050ha (R7)

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(事業用地の確保)

- 事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事務を進める。
- 所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者不明土地法の活用を検討するとともに現在、国において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、その動向を注視し、利用可能な制度の活用を図る。

【住宅・都市】 [土32]

(被災者の住宅確保)

- 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
- 借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
- 県営住宅への一時入居体制を維持する。(再掲)

【住宅・都市】 [土29]

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

(正確な情報提供)

- 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。

【リスクコミュニケーション】 [危16]

(事業継続の取組の推進)

- 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を普及啓発していく。(再掲)

【産業構造】 [商1]

(卸売市場施設整備の推進)

- 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。(再掲)

【産業構造】【国土保全】【老朽化対策】 [農5]

第4 施策の重点化

1 重点化の考え方

- 大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」が回避されなかつた場合の影響の大きさや重要性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要であり、国土強靭化地域計画の策定に関する国の指針においては、「地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要」とされている。
 - 本県では、今後30年以内に70%～80%程度の確率で発生するとされている南海トラフ地震が起きた場合、これまでに経験したことのないような広範囲にわたる甚大な被害が想定されている（第1の6の(3)参照）。また、土砂災害警戒区域が全国最多であり、過去に発生した土砂災害においても、多くの尊い生命が失われている。
 - こうした中、本県では、平成27年3月に制定した広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成27年広島県条例第1号）において、「災害死をゼロにする」を目標に掲げ、現在、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるように、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって、県民総ぐるみ運動を展開している。
 - このため、本計画では、国の基本計画との調和（※1）も考慮しつつ、本県が県民総ぐるみ運動を強力に展開していることを踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接かかわる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とする。
 - 加えて、被災により行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の統括や関係機関との総合調整、迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことから、「行政機能の大幅な低下につながる事態」も併せて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とする。
- ※1 国の基本計画では、国の役割の大きさや災害に伴う影響度・緊急度の観点から、15の重点化すべき「プログラム」（※2）が選定されている。
- ※2 国の基本計画における「プログラム」とは、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するための府省庁横断的な施策群のこと。

2 重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、次の13の「起きてはならない最悪の事態」に関する施策を重点化の対象とする。

【人命保護に直接かかわる事態】（12事態）

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

【行政機能の大幅な低下につながる事態】（1事態）

3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

第5 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するという観点から、毎年度、それぞれのリスクシナリオごとに具体的な施策の取組内容、指標の変動状況及び課題等を局横断的に把握・整理するとともに、概ね中間年を目処に計画の見直しを検討する。

【参考】

- 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価
- 用語解説
- 広島県強靭化地域計画検討委員会設置要綱（令和2年7月30日設置）

【参考】「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(住宅・建築物等の耐震化)	(住宅・建築物等の耐震化)	(住宅・建築物等の耐震化)				
○ 南海トラフ巨大地震等の被害想定では、本県においても、震度6弱から6強の地震が発生する可能性があるとされている一方、本県の建築物の耐震化は、一部を除き、全国と比較して低い状況にある。	○ 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に關係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について、耐震化を促進している。 ○ また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進している。	○ 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に關係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について、耐震化を促進する。 ○ また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的に促進する。【住宅・都市】[土7]	○多数の者が利用する建築物の耐震化率 ○住宅の耐震化率	○91.3% (R2) ○84.5% (R2)	○96% (R7) ○92% (R7)	○広島県耐震改修促進計画(第3期計画)
○ 県有施設の耐震化率は86.7%(H30年度末)で、全国平均(95.1%)以下であり、これまでの各局の耐震化等の取組だけでなく、全局的な共通認識の下で更なる取組の強化が必要である。	○ 県立学校、県営住宅、庁舎及び警察施設等について、継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施するなど具体的な取組等を定めた個別施設計画を策定し、耐震性の確保に努めている。	○ 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。【行政機能／警察・消防】【住宅・都市】【保健医療・福祉】[総1]	—	—	—	○広島県公共施設等マネジメント方策
○ 大規模災害時の医療提供体制の維持を図るために、病院の耐震化を促進する必要がある。	○ 病院について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進している。	○ 病院について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。 ○ 災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画(BCP)策定を支援する。【保健医療・福祉】[健3]	○病院における事業継続計画(BCP)の策定率(策定が義務付けられている災害拠点病院を除く)	○10.2% (H30)	○100% (R4)	○広島県保健医療計画
○ 災害発時に自ら避難することが困難な方が多く利用する社会福祉施設の耐震化が必要である。	○ 社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進している。	○ 社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。【保健医療・福祉】[健4]	—	—	—	—
(建築物等の老朽化対策)	(建築物等の老朽化対策)	(建築物等の老朽化対策)				
○ 公共施設の老朽化が進行していることから、今後集中する施設設備の更新に備えるためには、「事後保全型」から「予防保全型」管理への転換や、「改築」から「長寿命化改修」への転換などにより、適切な維持管理等を行う必要がある。	○ 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を進めている。	○ 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。【老朽化対策】[総3]	—	—	—	○広島県公共施設等マネジメント方策
(公共土木施設等の老朽化対策)	(公共土木施設等の老朽化対策)	(公共土木施設等の老朽化対策)				
○ 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会インフラの安全性や機能の低下が懸念されている。	○ 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施している。	○ 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。 ○ 公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。 ○ AI/IoTなどのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。【老朽化対策】【人材育成】[土9]	○修繕方針策定済の公共土木施設分類数 ○新技術活用によるライフサイクルコストの縮減額	○30 施設分類(R1) ○323 百万円(R1)	○40 施設分類(R7) ○500 百万円(R7)	○インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み ○広島デジフラ構想
(地震防災対策)	(地震防災対策)	(地震防災対策)				
○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。	○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。	○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危2-1]	—	—	—	○広島県地域防災計画

○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。	○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図っている。	○ 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。 ○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。【行政機能／警察・消防】[警 5]	—	—	—	—
○ 平成 30 年 7 月豪雨における救出救助活動においては、必要な装備資機材が不足し、大量の土砂等を撤去する作業が非効率であった。効率的に救出救助活動を実施するため、装備資機材を充実させるとともに、重機を操縦する有資格者の養成及び技能向上が必要である。						
○ いかなる大規模地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないため、自助・共助・公助の考えをもとに、県、市町、関係団体がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進する必要がある。	○ 平成 25 年 10 月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえ、津波対策を拡充した新たな地震防災対策を策定し、県、市町、関係団体が一体となって推進している。	○ 県の地域防災計画に基づき、平成 25 年 10 月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策を、引き続き県、市町、関係団体が一体となって推進していく。【行政機能／警察・消防】[危 7]	—	—	—	○広島県地域防災計画
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				
○ 地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等との連携も少ないとことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。	○ 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図っている。	○ 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。【行政機能／警察・消防】[リスクコミュニケーション]【人材育成】[危 10-2]	○消防団員数の維持	○21,542 人 (R1)	○22,229 人 (R3)	○広島県地域防災計画
○ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。 ○ 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。	○ 自主防災組織については、自主防災組織活性化マニュアルや広島県自主防災アドバイザーを活用した支援、自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成の取組への支援を実施し、自主防災組織の設立促進と活動の活性化を加速させる。	○ 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。 ○ 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。【行政機能／警察・消防】[リスクコミュニケーション]【人材育成】[危 11]	○呼びかけ体制構築組織率	○0.7% (R1)	○100% (R7)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画
(災害に強い道路ネットワークの構築)	(災害に強い道路ネットワークの構築)	(災害に強い道路ネットワークの構築)				
○ 本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を來す懸念がある。	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進している。 ○ 大規模災害発生時においては、緊急輸送道路ネットワークの確保等、各道路管理者と連携しながら対応を行っている。	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)における法対面策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。【住宅・都市】[交通・物流] [土 1]	○緊急輸送道路の防災対策実施済延長	○454.5km (28.0%) (R2)	○799.2km (49.0%) (R7)	○広島県道路整備計画 2021
○ 大規模災害（地震、竜巻、台風等）が起きた際に、電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性がある。	○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進している。	○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。【交通・物流】[土 17]	—	—	—	—
(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)				
○ 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、公園や緑地を適切に配置する必要がある。 ○ 地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。	○ 土砂流出などの自然災害の防止を図るため、保全すべき市街地周辺の樹林地を適切に配置するとともに、地震・火災時等の広域的な避難拠点の形成を図るため、整備すべき広域・根幹的な施設緑地の適切な配置を推進している。	○ 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。 ○ 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。【住宅・都市】[土 16]	—	—	—	○広島県都市計画制度運用方針

○ 地域住民が円滑に避難できるように避難地・避難路を確保する必要がある。	○ 大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を行う市町について、指導・助言を行っている。	○ 大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るために、都市公園等の整備を行う市町について、引き続き指導・助言を行う。【住宅・都市】[土 25]	—	—	—	—
(耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上)	(耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上)	(耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上)	—	—	—	—
○ 相談できる身近な専門家がないという、県民・団体等へのアンケート結果を踏まえ、耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化に取り組む必要がある。	○ 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を推進している。	○ 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るために、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。【住宅・都市】【老朽化対策】【人材育成】[土 19]	—	—	—	—
(既存建築物等の総合的な安全対策)	(既存建築物等の総合的な安全対策)	(既存建築物等の総合的な安全対策)	—	—	—	—
○ 住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。	○ 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら推進している。	○ 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。【住宅・都市】[土 20]	—	—	—	—
○ 人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、構造的な問題から今後も増加していくものと考えられる管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、除却や適正管理等の対策が必要である。	○ 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を推進している。	○ 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。【住宅・都市】[土 13]	—	—	—	○ 広島県空き家対策対応指針
○ 子供の安全のため、通学路沿いにあるブロック塀が倒壊するのを防ぐ必要があるが、そのためには所有者の理解と協力が必要である。	○ 市町と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を推進している。	○ 市町と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を引き続き推進する。【住宅・都市】[土 27]	○ 危険ブロック塀対策補助制度創設市町	○ 12 市町創設(R2)	○ 危険ブロック塀対策を要する全市町で創設(R7)	—
(家具固定の促進)	(家具固定の促進)	(家具固定の促進)	—	—	—	—
○ 過去の地震において、家具等の移動・転倒が多く人の被害を生じさせたことを踏まえ、引き続き家具固定率の向上を図る必要があるが、令和元年度の実績値は49.0%であり、令和元年度の目標値である62.5%を下回っている。	○ 過去の地震において、家具等の移動・転倒が多く人の被害を生じさせたことを踏まえ、ホームページ等により、家具の転倒防止策の必要性を周知するほか、防災教室、出前講座、防災イベント等を通じて、家具の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会を提供し、家具固定の促進を図っている。	○ いつ起るか分からぬ地震に対する備えの必要性について、報道機関等との連携による普及啓発をはじめ、企業・関係団体との一層の連携を図り、家具固定を促していく。【防災教育】【リスクコミュニケーション】【官民連携】[危 18]	○ 家具等の転倒防止を行っている人の割合	○ 49.0% (R1)	○ 70.0% (R7)	○ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画
(その他)	(その他)	(その他)	—	—	—	—
○ 近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向、大規模地震の発生の懸念に加え、自然災害のおそれのある地域への居住地の拡大など懸念される中、県土の安全性に対する要請が高まっている。	○ 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成30年3月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を関係局で実施している。	○ 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成30年3月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。	—	—	—	○ 広島県土地利用基本計画
○ 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等も踏まえ、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。	○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図ることなどにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を関係局で実施している。	○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。【県土保全】【土地利用（国土保全）】[環 1]	—	—	—	—
○ 既成市街地内の災害リスクの高い土地において、土地利用規制が十分に機能していない。	○ 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら推進している。	○ 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。【住宅・都市】[土 33]	—	—	—	○ 広島県都市計画制度運用方針

○ 各市町で策定する立地適正化計画における居住誘導区域には、原則として災害リスクの高い区域を含まないものとするが、広範囲に及ぶ水災害などのハザードエリアから居住誘導区域をすべて除外することが困難である地域においては、ハード・ソフト対策が一体となつた総合的な防災・減災対策を講じる必要がある。	○ 水害リスクを適切に評価した上で河川改修や下水道施設整備を進めるとともに、ハザードマップを活用した避難体制の確立や、住民との合意形成を図った上で建築物の床の高さを定める等の地区計画制度の活用による土地利用規制など、ハード・ソフト対策が一体となつた総合的な防災・減災対策について、推進している。	○ 水害リスクを適切に評価した上で河川改修や下水道施設整備を進めるとともに、ハザードマップを活用した避難体制の確立や、住民との合意形成を図った上で建築物の床の高さを定める等の地区計画制度の活用による土地利用規制など、市町など関係機関と連携し、ハード・ソフト対策が一体となつた総合的な防災・減災対策を推進する。【住宅・都市】[土 11]	—	—	—	○広島県都市計画制度運用方針
---	---	---	---	---	---	----------------

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(津波・浸水、高潮対策施設の整備)	(津波・浸水、高潮対策施設の整備)	(津波・浸水、高潮対策施設の整備)				
○ 台風などの高潮や津波対策として、河川・海岸整備を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。	○ 河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	○約 18,000 戸 (R2)	○約 16,700 戸 (R7)	○ひろしま川づくり実施計画 2021
○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心には浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の9割以上を占めるなど、被害が甚大なものとなつていることから海岸堤防の耐震対策が必要である。	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行つてある。	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行つてある。	○ 防護達成人口率(沿岸域)	○63.4% (R2)	○65.7% (R7)	○ひろしま海岸防災プラン 2021
○ 大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は32%となっている。	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。【産業構造】【交通・物流】【県土保全】[土 5]	○ 港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	○33% (R2)	○53% (R7)	○広島みなと・空港振興プラン 2021
○ 水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、漁港施設の耐震・耐津波対策や老朽化対策が必要であるが、ストックマネジメント計画はR2時点で全44漁港が策定予定である。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るべき海岸保全施設の整備を進めていく必要がある。	○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、計画的・効率的な維持管理を行うため、ストックマネジメント計画の策定を促進し、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るために、漁港区域の海岸保全施設整備を実施している。	○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るために、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[土 6]	○ 防護達成人口率(沿岸域)	○63.4% (R2)	○65.7% (R7)	○広島みなと・空港振興プラン 2021 ○ひろしま海岸防災プラン 2021
(津波避難体制の整備)	(津波避難体制の整備)	(津波避難体制の整備)				
○ 自主防災組織自らが連絡手段や連絡網を整備していない地域がある。	○ 地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動においてはお互いに避難を呼びかけるなどの体制を整備するよう、自主防災組織等の取組を支援している。	○ 地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動においてはお互いに避難を呼びかけるなどの体制を整備するよう、引き続き自主防災組織等の取組を支援する。【リスクコミュニケーション】[危 23]	—	—	—	—
○ 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、県津波浸水想定図における浸水深30cm以上の区域内で、病院等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者による南海トラフ地震防災対策計画の策定を推進しているが、H30現在の策定率は83.4%（全国80.2%）となっている。	○ 南海トラフ地震防災対策計画の未策定者に対し、計画の策定を要請している。	○ 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、南海トラフ地震防災対策計画作成対象施設（県津波浸水想定図における浸水深30cm以上の区域内で、病院等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者）の監督部局及び関係団体と連携し、未策定者に対し、計画の策定を要請する。	○ 南海トラフ地震防災対策計画策定率	○83.4% (H30)	○100% (R7)	—
○ 令和元年5月に南海トラフ地震防災対策基本計画が修正され、南海トラフ地震防災対策計画に南海トラフ地震における時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項の明示が必要となつたが、明示が進んでいない。	○ また、南海トラフ地震防災対策計画の策定対象者に対し、南海トラフ地震における時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項を明示するよう、要請している。	○ また、南海トラフ地震における時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項が明示されていない策定者に対して、監督部局及び関係団体と連携し、計画への記載を要請する。【行政機能／警察・消防】[危 6]	—	—	—	—
○ いかなる大規模地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないため、自助・共助・公助の考えをもとに、県、市町、関係団体がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進する必要がある。（再掲）	○ 平成25年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえ、津波対策を拡充した新たな地震防災対策を策定し、県、市町、関係団体が一体となって推進している。（再掲）	○ 県の地域防災計画に基づき、平成25年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策を、引き続き県、市町、関係団体が一体となって推進していく。（再掲）【行政機能／警察・消防】[危 7]	—	—	—	○広島県地域防災計画

○ 津波被害が生じるおそれのある地域については、市町における市町津波避難計画の策定を促進するとともに、高台等を避難場所として確保することや津波避難ビル等の指定を促進する必要があるが、津波避難計画が策定されていない市町がある。	○ 平成26年10月に県が策定した津波避難計画策定指針を参考に、市町における市町津波避難計画の策定を促進している。	○ 津波被害が生じるおそれのある地域について、市町による緊急避難場所（高台、津波避難ビル等）の指定を促進するとともに、円滑に避難できるよう、避難対象地域、緊急避難場所、避難路等の指定、避難指示のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画の策定を促進する。【行政機能／警察・消防】〔危21〕	○市町の津波避難計画策定 市町数	○2市町（R2）	○14市町（R7）	○広島県地域防災計画
(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)	○全ての避難行動要支援者に係る個別計画の策定	○2市町（R1）	○23市町（R7） ○第4次広島県障害者プラン
○ 近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、要配慮者に対する避難支援体制の整備等を行う必要があるが、個別計画について、策定されていない市町がある。	○ 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を未策定の市町が、早期に策定できるよう、先進市町の取組事例を紹介するなどにより市町の取組を促進している。 ○ 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体の連携を促進している。	○ 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を未策定の市町が、早期に策定できるよう、先進市町の取組事例を紹介するなどにより、引き続き市町の取組を促進する。 ○ 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き関係団体の連携を促進するとともに、水害・土砂災害が発生するおそれのある、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、利用者の安全確保を図る取組を市町と連携して推進する。【保健医療・福祉】〔健13〕				
(津波避難意識の向上等)	(津波避難意識の向上等)	(津波避難意識の向上等)	(津波避難意識の向上等)	—	—	—
○ 県民の地震・津波への防災・減災意識が高まっていることから、今後も、わかりやすい「高潮・津波災害ポータルシステム」への改良に取り組む必要がある。	○ 県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っている。	○ 県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。【県土保全】〔土15〕				

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(洪水、高潮対策施設の整備)	(洪水、高潮対策施設の整備)	(洪水、高潮対策施設の整備)				
○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水対策などとして、河川整備を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。	○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水対策などとして、優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、国直轄事業との連携を図りながら、河川整備を推進している。	○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。【住宅・都市】〔県土保全〕〔土2〕	○河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	○約18,000戸（R2）	○約16,700戸（R7）	○ひろしま川づくり実施計画2021
○ 台風などに伴う高潮や津波対策として、河川・海岸整備を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を推進している。	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。	○河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	○約18,000戸（R2）	○約16,700戸（R7）	○ひろしま川づくり実施計画2021
○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心には浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の9割以上を占めるなど、被害が甚大なものとなっていることから海岸堤防の耐震対策が必要である。（再掲）	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っている。（再掲）	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。（再掲）【県土保全】〔土4〕	○防護達成人口率（沿岸域）	○63.4%（R2）	○65.7%（R7）	○ひろしま海岸防災プラン2021
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
○ 市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進めるとともに、災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。	○ 県内市町における下水道による浸水対策及び下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びBCPの見直しについて支援・助言を行っている。	○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。【住宅・都市】〔土14〕	—	—	—	—
(浸水想定区域図の作成等)	(浸水想定区域図の作成等)	(浸水想定区域図の作成等)				
○ 県民の地震・津波への防災・減災意識が高まっていることから、今後も、わかりやすい「高潮・津波災害ポータルシステム」への改良に取り組む必要がある。（再掲）	○ 県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っている。（再掲）	○ 県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。（再掲）【県土保全】〔土15〕	—	—	—	—

○ 水位周知河川等に指定されておらず、水害リスク情報（洪水浸水想定区域図）が公表されていない河川での洪水氾濫による被害が発生するなど、小規模河川における水害リスク情報の提供（水害リスク情報の空白地域）が課題となっている。	○ 洪水時の被害の最小化を図るため、水防法改正により国から示された新たな降雨強度に基づいた洪水浸水想定区域図の作成を推進している。 ○ 県民が洪水における危険箇所等を知り、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」の普及拡大を推進している。 ○ 地域の防災力向上を図るため、危険箇所や避難場所等の防災情報の周知を図る必要がある。	○ 水害リスク情報の提供の充実を図るため、中小河川における氾濫推定図の作成を推進するとともに、地先ごとの水害危険度を伝えるためのシステムを構築する。 ○ 高潮時の被害の最小化を図るため、水防法改正により国から示された想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域図の作成を推進する。 ○ 県民が洪水・高潮における危険箇所等を知り、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」及び「高潮・津波災害ポータルひろしま」の普及拡大を推進する。 ○ 洪水ハザードマップの普及浸透・水害に対する危機意識の醸成を目的とし、小・中学校を対象にまるごとまちごとハザードマップ（洪水標識の設置）の取組を推進する。【県土保全】[土12]	—	—	—	○ひろしま川づくり実施計画 2021 ○ひろしま海岸防災プラン 2021
○ 既往最大降雨や浸水実績等に基づく内水ハザードマップが作成・公表されていない排水区域での内水氾濫による被害が発生するなど、水害リスク情報の提供が課題となっている。	○ 内水による被害の最小化を図るため、既往最大降雨等に対する市町による内水浸水想定区域図の作成を支援している。	○ 県民が内水浸水の危険箇所等を知り、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を行うため、市町による内水ハザードマップの作成・公表を支援する。【住宅・都市】[土37]	—	—	—	—
(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	—	—	—	○広島県災害廃棄物処理計画
○ 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が速やかに行えるよう、市町を支援する必要がある。 ○ 平成30年3月に策定した「広島県災害廃棄物処理計画」の実行性を高めるため、市町や関係団体等との災害時における連携体制を強化する必要がある。	○ 国の災害廃棄物対策指針、県の地域防災計画等に基づき、平成30年3月に「広島県災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に発生する廃棄物の対策における基本的な考え方及び手順を取りまとめた。 ○ 各市町における災害廃棄物処理計画策定の技術的支援（手引き、ひながた等の作成検討）を行った結果、令和2年9月末時点ですべての県内市町が策定済みとなった。 ○ 市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を行い、災害時における連携体制の強化を図っている。	○ 「広島県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月策定）及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」（令和元年5月）を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。【環境】[環4]	—	—	—	○広島県災害廃棄物処理計画
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)	(浄化槽対策)	—	—	—	—
○ 災害発生時に支障を来たした浄化槽の復旧が速やかに行われるよう市町を支援する必要がある。 ○ 浄化槽の実態把握について、台帳の精度を高めるための市町に対する技術的な支援を行う必要がある。	○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を行うほか、災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言を行っている。 ○ 浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と支援協力協定を締結している。	○ 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。 ○ 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。【環境】[環6]	—	—	—	—
(その他)	(その他)	(その他)	—	—	—	○広島県土地利用基本計画
○ 近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向、大規模地震の発生の懸念に加え、自然災害のおそれのある地域への居住地の拡大などが懸念される中、県土の安全性に対する要請が高まっている。 ○ 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等も踏まえ、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。（再掲）	○ 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成30年3月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を関係局で実施している。 ○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図ることなどにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を関係局で実施している。（再掲）	○ 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成30年3月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。 ○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。（再掲）【県土保全】【土地利用（国土保全）】[環1]	—	—	—	○広島県土地利用基本計画

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)	(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)	(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)	○ 土砂災害から保全される家屋数	○ 約116,000戸 (R2)	○ 約129,000戸 (R7)	○ ひろしま砂防アクションプラン2021
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県は全国最多の約48,000箇所の土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。 ○ 中でも、防災拠点や大規模避難所といった、災害が発生した場合においても地域の拠点機能を含む箇所の整備を優先して行う必要がある。 ○ 平成30年7月豪雨灾害では、インフラ・ライフラインの被害により、地域住民や経済活動に及ぼす影響が長期間に及んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ひろしま砂防アクションプラン2016」に基づき、国直轄事業との連携を図りながら、平成26年8月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地等の保全などにより効果的・効率的に推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成30年7月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。【県土保全】[土3-1] 				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県は多くの山地災害危険地区を抱えており、治山施設の整備等の対策には多く時間を要すため、ソフト対策にも取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、既存施設の点検・修繕を実施している。 ○ 市町に対し警戒避難計画策定の支援や県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。 ○ 市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。【産業構造】【県土保全】[農1] 	○ 山地災害防止対策等着手地区数	○ 5,336地区 (R1)	○ 5,516地区 (R7)	○ 2025 広島県農林水産業アクションプログラム
(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)	(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)	(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域指定後も土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組など、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、県民が適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「基礎調査実施計画」に基づき、小学校区ごとに基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定が完了したため、市町による警戒避難体制の整備を促進している。 ○ がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、県民の自助の取組を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。【県土保全】[土3-2] ○ がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、県民の自助の取組を支援していく。【県土保全】[土8] 	○ 水害・土砂災害リスクの認知度	○ 77.0% (R2)	○ 100% (R7)	○ ひろしま砂防アクションプラン2021
(宅地耐震化の推進)	(宅地耐震化の推進)	(宅地耐震化の推進)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の大地震において、盛土造成地の滑動崩落や、液状化被害が多数発生したことから、それらの宅地被害を防ぐため、宅地の耐震化を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模盛土造成地の土地所有者等が滑動崩落防止工事等を実施できるように、変動予測調査を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。【県土保全】[土26] 				
(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が速やかに行えるよう、市町を支援する必要がある。 ○ 平成30年3月に策定した「広島県災害廃棄物処理計画」の実行性を高めるため、市町や関係団体等との災害時における連携体制を強化する必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の災害廃棄物対策指針、県の地域防災計画等に基づき、平成30年3月に「広島県災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に発生する廃棄物の対策における基本的な考え方及び手順を取りまとめた。 ○ 各市町における災害廃棄物処理計画策定の技術的支援(手引き、ひながた等の作成検討)を行った結果、令和2年9月末時点ですべての県内市町が策定済みとなった。 ○ 市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を行い、災害時における連携体制の強化を図っている。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。(再掲)【環境】[環4] 				○ 広島県災害廃棄物処理計画
(その他)	(その他)	(その他)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向、大規模地震の発生の懸念に加え、自然災害のおそれのある地域への居住地の拡大などが懸念される中、県土の安全性に対する要請が高まっている。 ○ 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画(平成30年3月改定)に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を関係局で実施している。 ○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画(平成30年3月改定)に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。 ○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライ 				○ 広島県土地利用基本計画

「減災」の考え方等も踏まえ、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。（再掲）	アップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化や、土砂災害警戒区域等の指定を進めることなどにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を関係局で実施している。（再掲）	フラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。（再掲）【県土保全】【土地利用（国土保全）】 [環1]				
○ 既成市街地内の災害リスクの高い土地において、土地利用規制が十分に機能していない。（再掲）	○ 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら推進している。（再掲）	○ 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。（再掲）【住宅・都市】[土33]	—	—	—	○広島県都市計画制度運用方針

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(孤立化防止のためのインフラ整備)	(孤立化防止のためのインフラ整備)	(孤立化防止のためのインフラ整備)				
○ 陸上・海上輸送が機能しない場合の検討が必要である。	○ 関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、体制整備に努めている。	○ 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。【交通・物流】[危22]	—	—	—	○広島県地域防災計画
(危機管理体制の維持・強化)	(危機管理体制の維持・強化)	(危機管理体制の維持・強化)				
○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。（再掲）	○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るために、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。（再掲）	○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るために、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。（再掲）【行政機能／警察・消防】[官民連携] [危2-1]	—	—	—	○広島県地域防災計画
(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)				
○ あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。	○ 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理している。	○ 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。【行政機能／警察・消防】[情報通信] [危25]	—	—	—	—
(冬期交通の安全確保)	(冬期交通の安全確保)	(冬期交通の安全確保)				
○ 近年、24時間降雪量の増大、積雪深さの観測史上最大の更新など、雪の少ない地域も含め、集中的な大雪が局所的に発生しており、大雪時の車両の滞留は、県民生活に大きな影響を及ぼす可能性を有している。	○ 降雪時における道路交通の確保のため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうるよう、緊急路線確保、除雪機械及び除雪要員などの動員並びに連絡系統その他必要な事項について、あらかじめ応急体制を確立し、物資輸送の可能な状態まで道路の交通を確保している。	○ 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の扱い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、除雪機械の増強や自動運転技術等を活用した熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。【交通・物流】[土24]	—	—	—	—

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(物資調達・供給の連携体制の整備)	(物資調達・供給の連携体制の整備)	(物資調達・供給の連携体制の整備)				
○ 大規模災害発生時において行政間で迅速かつ的確に応急措置等の広域支援を実施するための取組について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。	○ 大規模災害発時の人的・物的支援について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。	○ 大規模災害発時の人的・物的支援について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。【行政機能／警察・消防】[危9]	—	—	—	○広島県地域防災計画

○ 災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。	○ 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保している。 ○ 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について働きかけを行っている。	○ 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。 ○ 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】【危 8-1】 【環 5】【健 11】【商 2】	—	—	—	—	○広島県地域防災計画
○ 民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要がある。	○ 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、民間団体等と協定を締結している。	○ 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】【危 17】	—	—	—	—	—
(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)	—	—	—	—	—
○ 県では、応急用の県備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。	○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを行っている。	○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。【保健医療・福祉】【健 12】	—	—	—	—	—
(水道管の耐震化等供給体制の強化)	(水道管の耐震化等供給体制の強化)	(水道管の耐震化等供給体制の強化)	—	—	—	—	○次期広島県水道ビジョン・水道基盤強化計画
○ 県内の上水道事業及び水道用水供給事業の基幹施設は耐震化が進んでいるといえる状況ではないことから、災害に強い水道を構築するために、水道施設の耐震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。	○ 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること、及び水道事業危機管理マニュアル等を整備し、危機管理体制を確保することなどについて、指導・助言を行っている。	○ 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるよう助言を行う。【住宅・都市】 【健 10】	—	—	—	—	—
(県営水道の供給体制の強化等)	(県営水道の供給体制の強化等)	(県営水道の供給体制の強化等)	—	—	—	—	—
○ トンネル事故などの送水不能事故を想定し、非常時における送水の在り方を内容とした、災害・事故等に強い供給体制の構築を図る必要がある。	○ 水道管のトンネル事故などの送水不能事故に強い供給体制の構築を図るために、未整備バックアップ施設(緊急時連絡管等)の整備を進めている。	○ 災害・事故等に強い供給体制の構築を目指し、トンネル事故などの送水不能事故に対応するため、未整備バックアップ施設(緊急時連絡管等)の令和4年度完成に向けて、着実な取組を進めていく。 【住宅・都市】 【企 1】	○水道管の送水不能事故に 対応するためのバックアップ 施設(緊急連絡管等)整備の 進捗状況(整備件数)	○5 件 (R1)	○6 件 (R4)	○広島県営水道の送水のあり方 基本計画	—
○ 管路の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るために、計画的に更新事業を推進する必要がある。	○ 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るために策定した「管路更新計画(H20～29)」で得られた知見を踏まえ、中長期的な視点に立って事業費の平準化等を考慮した「第2次管路更新計画(H30～39)」を策定し、老朽管の更新・耐震化を推進している。	○ 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るために計画的に水道管の更新・耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。【住宅・都市】 【老朽化対策】 【企 2】	○老朽度が高い(経過年数、 土壌の腐食性及び漏水事故 歴等から評価)管路の更新 延長	○27.6 km (R1)	○92.9 km (R11)	○管路更新計画、広島県水道 広域連携推進方針	—
○ 県営水道施設に対し、簡易診断を実施し、耐震性能が不足する施設については、対策を実施する必要がある。	○ 地域防災計画の想定地震が「南海トラフ地震」となり、想定地震動及び震度分布が変わったことから、各水道施設に係る基礎データを基に、各施設に係る地震等の想定及び耐震基準に照らして、各水道施設の耐震性能を解析し、耐震化の要否、優先順位及び手法を検討した上で、「広島県営水道施設耐震化基本計画」の見直しを行っている。	○ 水の安定供給を図るために、計画的に水管橋等の水道施設の耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。【住宅・都市】 【企 3】	—	—	—	—	○広島県水道広域連携推進方針
(緊急輸送網の確保)	(緊急輸送網の確保)	(緊急輸送網の確保)	—	—	—	—	—
○ 本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。(再掲)	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進している。 ○ 大規模災害発生時においては、緊急輸送道路ネットワークの確保等、各道路管理者と連携しながら対応を行っている。(再掲)	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。(再掲) 【住宅・都市】 【交通・物流】 【土 1】	○緊急輸送道路の防災対策 実施済延長	○454.5km (28.0%) (R2)	○799.2km (49.0%) (R7)	○広島県道路整備計画 2021	—

○ 大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は32%となっている。（再掲）	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。（再掲）	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。（再掲）【産業構造】【交通・物流】【県土保全】[土5]	○ 港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	○ 33% (R2)	○ 53% (R7)	○ 広島みなと・空港振興プラン2021
(民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備)	(民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備)	(民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備)	—	—	—	—
○ 大規模災害時に適切に対処するため、平素から各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。	○ 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を実施しており、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させている。	○ 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】[危2-3]	—	—	—	—
(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)	—	—	—	—
○ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。 ○ 平成30年7月豪雨災害において、特に発災当初における災害の全体像の把握や情報共有に時間がかかかつたことが課題となった。	○ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、またそのために必要な被災状況や道路等インフラ関係の情報など、災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう、市町や関係機関等と連携し、必要な体制整備を推進している。	○ あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築する。 ○ また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。【行政機能／警察・消防】[危2-2]	—	—	—	—
(ボランティア体制の構築等)	(ボランティア体制の構築等)	(ボランティア体制の構築等)	—	—	—	—
○ 市町社会福祉協議会では、平成30年7月豪雨災害を受けた災害ボランティア活動により、経験やノウハウが蓄積されているが、今後の災害に備えて、ノウハウ等を更に充実させる必要がある。 ○ 被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整等その受入れ体制の構築が必要である。 ○ 自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取組の促進、並びに地域組織と市町社会福祉協議会等との協働の更なる強化が必要である。 ○ 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症が拡大した場合は、全国からボランティアを募集することが難しいため、災害時において県内でのボランティアの確保が必要である。	○ 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成している。 ○ また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図っている。	○ 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ等を更に充実させる取組を推進する。 ○ 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。 ○ また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。 ○ 感染症流行時に必要なボランティア人員を確保するため、感染症対策の徹底等に留意して、適切な対応が取られるように、市町と地域の社会福祉協議会等との連携を促進させる。【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[健15]	—	—	—	—

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(孤立化防止のためのインフラ整備)	(孤立化防止のためのインフラ整備)	(孤立化防止のためのインフラ整備)	○ 緊急輸送道路の防災対策実施済延長	○ 454.5km (28.0%) (R2)	○ 799.2km (49.0%) (R7)	○ 広島県道路整備計画2021 ○ 広島みなと・空港振興プラン2021
○ 本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するとともに、異常気象により災害や通行規制が発生している。	○ 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化を推進している。 ○ 離島（島しょ部）が孤立することを防ぐため、港湾施設のインフラ整備を進めている。	○ 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。 ○ 離島（島しょ部）が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設のインフラ整備を進めていく。【住宅・都市】【産業構造】【交通・物流】【県土保全】【老朽化対策】[土30]	—	—	—	○ 広島県地域防災計画
○ 陸上・海上輸送が機能しない場合の検討が必要である。（再掲）	○ 関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、体制整備に努めている。（再掲）	○ 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。（再掲）【交通・物流】[危22]	—	—	—	—
(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)	—	—	—	—
○ 県では、応急用の県備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を行っている。（再掲）	○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に關し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを行っている。（再掲）	○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に關し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。（再掲）【保健医療・福祉】[健12]	—	—	—	—

(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。 ○ 平成 30 年 7 月豪雨災害において、特に発災当初における災害の全体像の把握や情報共有に時間がかかったことが課題となった。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、またそのために必要な被災状況や道路等インフラ関係の情報など、災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう、市町や関係機関等と連携し、必要な体制整備を推進している。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を同時に共有する ICT 技術を活用した仕組みを構築する。 ○ また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。(再掲)【行政機能／警察・消防】[危 2-2] 	—	—	—	—

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)	(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)	(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防本部及び消防署（常備消防）の装備資機材の強化及び消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域応援体制の充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行。【行政機能／警察・消防】[危 10-1] 	—	—	—	—
<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空隊と機動隊が連携した警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、ホイスト救助訓練等を継続的に実施し、隊員の救助技能の向上を図るとともに、ホイスト装置等の資機材の充実に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努める。【行政機能／警察・消防】[人材育成] [警 2] 	—	—	—	—
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)【行政機能／警察・消防】[官民連携] [危 2-1] 	—	—	—	○広島県地域防災計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。 ○ 平成 30 年 7 月豪雨における救出救助活動においては、必要な装備資機材が不足し、大量の土砂等を撤去する作業が非効率であった。効率的に救出救助活動を実施するため、装備資機材を充実させるとともに、重機を操縦する有資格者の養成及び技能向上が必要である。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図っている。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。 ○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。(再掲)【行政機能／警察・消防】[警 5] 	—	—	—	—
(警察庁舎の耐震化)	(警察庁舎の耐震化)	(警察庁舎の耐震化)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災拠点として重要な役割を担う警察本部庁舎・警察署の耐震化率を 100%とする必要がある。 ○ 地域における防災拠点となる交番・駐在所の耐震化率を 100%とする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年度から平成 30 年度までの間に 16 警察署の耐震化工事をしたほか、平成 30 年度に 1 警察署について、建替に向けた設計を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、引き続き警察署の建替整備事業を推進する。 ○ 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。【行政機能／警察・消防】[警 1] 	<p>○警察本部庁舎・警察署耐震化率</p> <p>○交番・駐在所耐震化率</p>	<p>○88.1% (R2)</p> <p>○67.2% (R2)</p>	<p>○90.5% (R7)</p> <p>○76.7% (R7)</p>	○警察施設整備方針
(警察の災害対応指揮機能の強化)	(警察の災害対応指揮機能の強化)	(警察の災害対応指揮機能の強化)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や 110 番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合には、通信指令の業務負担が著しく増加することが見込まれることから総合通信指令室 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合に備え、各警察署で適切な 110 番通報受理が出来るように、警察署通信室支援要員の指定、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や 110 番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらか 	—	—	—	—

及び警察署通信室の体制確保と通信指令機能を強化する必要がある。	させる等、警察無線通信の両端に位置する通信指令業務従事者及び第一線警察官双方の技能向上を図っている。	じめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。【行政機能／警察・消防】【情報通信】【人材育成】【警3】				
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				
○ 地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。（再掲）	○ 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図っている。（再掲）	○ 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。（再掲）【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【人材育成】【危10-2】	○消防団員数の維持	○21,542人(R1)	○22,229人(R3)	○広島県地域防災計画
○ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。 ○ 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。（再掲）	○ 自主防災組織については、自主防災組織活性化マニュアルや広島県自主防災アドバイザーを活用した支援、自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成の取組への支援を実施し、自主防災組織の設立促進と活動の活性化を加速させる。（再掲）	○ 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。 ○ 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。（再掲）【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【人材育成】【危11】	○呼びかけ体制構築組織率	○0.7% (R1)	○100% (R7)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(事業所等との協定)	(事業所等との協定)	(事業所等との協定)				
○ 民間事業者との協定により、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」の整備を行っているが、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大について検討する必要がある。	○ 民間事業者との協定により、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に、水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」を整備している。	○ 協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を締結する。【行政機能／警察・消防】【官民連携】【危8-2】	—	—	—	—
(帰宅困難者対策の周知)	(帰宅困難者対策の周知)	(帰宅困難者対策の周知)				
○ 災害時に、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者が大量に発生しないよう、県民等に対し公共交通機関が運行を停止した場合の適切な行動を周知することが必要である。	○ 災害時に、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県民や企業等に対し、むやみに移動しないことや一定期間の滞留に必要な備蓄の重要性を周知している。	○ 徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、県民や企業等に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早期解消を図るために、関係機関の協力を得て、臨時の輸送手段の確保を検討する。【住宅・都市】【交通・物流】【危19】	—	—	—	○広島県地域防災計画
(道の駅の活用促進)	(道の駅の活用促進)	(道の駅の活用促進)				
○ 災害発生時に、市町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、防災拠点としての活用を推進する必要がある。	○ 災害発生時に、市町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、防災拠点としての活用を推進している。	○ 災害発生時に、市町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、引き続き防災拠点としての活用を推進する。また、広域的な防災拠点としての活用を検討し、対象となる「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、施設、体制を整える。【行政機能／警察・消防】【土18】	—	—	—	—
(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)				
○ 県では、応急用の県備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。（再掲）	○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを行っている。（再掲）	○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。（再掲）【保健医療・福祉】【健12】	—	—	—	—

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺							
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画	
(医療救護体制の強化)	(医療救護体制の強化)	(医療救護体制の強化) <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害に対応するためには、関係各機関が連携し、あらかじめ医療救護体制を構築しておくことが重要である。 	(医療救護体制の強化) <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時に、災害拠点病院、DMAT（災害派遣医療チーム）及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう、災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を促進している。 ○ 大規模災害発生時に、災害拠点病院、DMAT（災害派遣医療チーム）及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう、災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を引き続き促進する。 ○ EMIS（広域災害救急医療情報システム）、J-SPEED（災害診療記録）等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備に取り組むとともに、医療資源の配分や患者搬送などの医療調整業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進める。【保健医療・福祉】[健1] 	○災害拠点病院の災害訓練の参加（実施）	○74% (R1)	○100% (R5)	○広島県保健医療計画
○ 県内災害拠点病院における DMAT（災害派遣医療チーム）の養成は、厚生労働省の実施する研修の受講により積極的に行われているが、現状のチーム数では十分ではない。	○ 災害時の DMAT（災害派遣医療チーム）の重要性が高まっていることから、DMAT 隊員について、技能を維持する研修や訓練への積極的な参加を求めるとともに、新たな DMAT チームの養成を推進している。 <ul style="list-style-type: none"> ○ また、災害時に機動力を確保するためのロジスティック研修の開催及び実効性のある訓練の実施を通じて DMAT 隊員間の連携やロジスティックス機能の強化を図っている。 	○ 災害時の DMAT（災害派遣医療チーム）の重要性が高まっていることから、DMAT 隊員について、技能を維持する研修や訓練への積極的な参加を求めるとともに、新たな DMAT チームの養成を推進する。【保健医療・福祉】[健5]	○DMAT 数	○31 チーム (R1)	○36 チーム (R5)	○広島県保健医療計画	
○ 災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要がある。 ○ 災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要がある。	○ 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。 	○ 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。 ○ 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。【保健医療・福祉】[健21] 	—	—	—	—	
(病院の防災機能強化)	(病院の防災機能強化)	(病院の防災機能強化)	—	—	—	—	
○ 多くの患者を受け入れ、また他県からの応援の DMAT（災害派遣医療チーム）を受け入れることとなる災害拠点病院では、患者処置等に必要な電気等を確保するための自家発電装置等のライフライン維持装置の整備を進めているが、複数日間を賄うに十分な時間電源を供給できない発電機能が1日以下の病院がある。	○ 災害拠点病院が災害対応時に複数日間を賄うに十分な時間、電源を供給できるよう、燃料を備蓄する設備の整備の促進や、速やかに燃料を補給できる体制を確保している。	○ 災害拠点病院が災害時に継続して医療を提供するために、必要な燃料、水を備蓄する設備の整備促進、及び、速やかに補給できる体制確保のための取組を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> 【保健医療・福祉】[健2] 	—	—	—	○広島県保健医療計画	
○ 大規模災害時の医療提供体制の維持を図るため、病院の耐震化を促進する必要がある。（再掲）	○ 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進している。（再掲）	○ 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。（再掲）【保健医療・福祉】[健3] 	○病院における事業継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）	○10.2% (H30)	○100% (R4)	○広島県保健医療計画	
(医療・介護人材の育成)	(医療・介護人材の育成)	(医療・介護人材の育成)	—	—	—	—	
○ 今後、高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少し、医療・介護サービスを支える人的資源が縮小することに加え、大規模災害や感染症における急激な感染拡大が発生した場合、医療・介護需要に対応できるだけの人材を確保できないことが予測されるため、更なる人材確保に取り組むとともに県・市町・関係機関が緊密に連携した、人材確保等、医療・介護提供体制の構築に取り組む必要がある。	○ 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、市町や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を引き続き推進する。【保健医療・福祉】[人材育成] [健22]	○ 県内医療に携わる医師数 ○医療施設等従事看護職員数 ○介護職員数	○7,286 人 (H30) ○44,184 人 (H30) ○50,280 人 (H30)	○7,332 人 (R6) ○47,007 人 (R7) ○55,902 人 (R5)	○ひろしま高齢者プラン	○広島県保健医療計画	

(災害時の医療・福祉連携体制の強化)	(災害時の医療・福祉連携体制の強化)	(災害時の医療・福祉連携体制の強化)				
○ 大規模災害時において、要配慮者のニーズに合わせて緊急支援を行う体制づくりが必要である。	○ 災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」内で医療職と福祉関係職種の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を整備している。	○ 災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」内で医療職と福祉関係職種の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を引き続き整備する。【保健医療・福祉】[健16]	—	—	—	—
(緊急輸送網の確保)	(緊急輸送網の確保)	(緊急輸送網の確保)				
○ 本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。(再掲)	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進している。 ○ 大規模災害発生時においては、緊急輸送道路ネットワークの確保等、各道路管理者と連携しながら対応を行っている。(再掲)	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。(再掲)【住宅・都市】【交通・物流】[土1]	○緊急輸送道路の防災対策実施済延長	○454.5km (28.0%) (R2)	○799.2km (49.0%) (R7)	○広島県道路整備計画2021
○ 大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は32%となっている。(再掲)	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。(再掲)	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。(再掲)【産業構造】【交通・物流】【国土保全】[土5]	○港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	○33% (R2)	○53% (R7)	○広島みなと・空港振興プラン2021
(事業者等との協定)	(事業者等との協定)	(事業者等との協定)				
○ 民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要がある。(再掲)	○ 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、民間団体等と協定を締結している。(再掲)	○ 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。(再掲)【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】[危17]	—	—	—	—

2-6 自然災害と疫病・感染症等との複合災害の発生

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(感染症対策の司令塔機能の整備)	(感染症対策の司令塔機能の整備)	(感染症対策の司令塔機能の整備)				
○ 重大な感染症の発生に備え、迅速な情報の収集・提供、的確な初動体制の構築、人材の養成等が必要である。	○ 疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的に関心度の高い専門研修を実施し、人材を養成している。	○ 疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的に関心度の高い専門研修を継続実施し、人材を養成していく。 ○ 新興感染症の拡大に対応するため、感染症指定医療機関・協力医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、患者受け入れ順のルール設定、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、地域における軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、役割分担・連携による万全の患者受け入れ体制構築を図る。 ○ 感染症は社会全体のリスクであるとの認識のもと、全国に先駆けて設置した広島県感染症・疾病管理センターを中心に、感染症のリスクや感染防止のための行動などを県民等で共有して理解を深め、感染症対策に総合的に対応する。【保健医療・福祉】【人材育成】[健8]	—	—	—	—
(避難所環境などの整備)	(避難所環境などの整備)	(避難所環境などの整備)				
○ 各避難所において、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う必要がある。 ○ 被災者の状況把握や、市町間の円滑な連携を進めるための仕組みを整備する必要がある。 ○ 避難生活者や被災者からの相談対応窓口や、発災後における健康管理面での留意情報などをあらかじめ明	○ 円滑な避難所運営の下で避難者が安心して生活できるよう、市町の避難所運営マニュアルの整備や訓練の実施等を支援している。 ○ 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備している。 ○ 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取	○ 各避難所の環境・運営改善を進めるため、市町と連携して、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う。 ○ 避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築する。 ○ 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。	○避難所運営マニュアルを作成している避難所の割合	○27.6% (R2)	○100% (R7)	○安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンアクションプラン

らかにしておく必要がある。	組を支援している。	○ 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。【行政機能／警察・消防】[危 20-1 (健)]				
(病院の防災機能強化)	(病院の防災機能強化)	(病院の防災機能強化)				
○ 大規模災害時の医療提供体制の維持を図るため、病院の耐震化を促進する必要がある。(再掲)	○ 病院について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進している。(再掲)	○ 病院について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。 ○ 災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画(BCP)策定を支援する。(再掲)【保健医療・福祉】[健 3]	○ 病院における事業継続計画(BCP)の策定率(策定が義務付けられている災害拠点病院を除く)	○ 10.2% (H30)	○ 100% (R4)	○ 広島県保健医療計画
(予防接種の促進)	(予防接種の促進)	(予防接種の促進)				
○ 災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期の予防接種を促進する必要がある。	○ 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期の予防接種の実施主体である市町に対し、積極的な働きかけを実施している。	○ 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期の予防接種の実施主体である市町に対し、一層の積極的な働きかけを実施する。【保健医療・福祉】[健 9]	○ 麻しん・風しんワクチンの接種率	○ 1期 95.5%, 2期 94.2% (R1)	○ 1期 98.5%以上, 2期 94.6%以上 (R7)	—
(検査体制の強化)	(検査体制の強化)	(検査体制の強化)				
○ 災害時の感染症拡大防止には、医療機関や民間機関等とも連携した十分な検査体制のもと、積極的疫学調査を可能とする環境を作り、感染者を広範かつ早期に発見する仕組みを構築する必要がある。	○ 感染症発生時において、医療機関や民間機関等と連携して迅速な感染状況の把握や積極的疫学調査を行っている。	○ 感染症発生時において、医療機関や民間機関等と連携して迅速な感染状況の把握や積極的疫学調査を行う。【保健医療・福祉】[官民連携] [健 23]	—	—	—	—
(避難先の確保)	(避難先の確保)	(避難先の確保)				
○ 市町では、災害時の感染症拡大防止対策として、避難所の収容人数を制限し、避難者間の距離を確保するなどの取組を行っており、地域によっては要避難者に対して避難所が不足することが考えられるため、より多くの避難先を確保しておく必要がある。	○ 各市町に対して、公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど、引き続き、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけている。	○ 各市町に対して、公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど、引き続き、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけていく。【行政機能／警察・消防】[危 30]	—	—	—	—
(分散避難の啓発)	(分散避難の啓発)	(分散避難の啓発)				
○ 新型コロナウイルス感染症など、強毒で感染力の強い感染症が流行している中で避難情報が発令された場合、県民が感染リスクを不安視して、避難の遅れや自宅にとどまることがないよう、県民の適切な避難行動を促進する必要がある。	○ 県民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて周知・啓発を行っている。	○ 県民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。【行政機能／警察・消防】[危 24]	—	—	—	○ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)	(浄化槽対策)				
○ 災害発生時に支障を來した浄化槽の復旧が速やかに行われるよう市町を支援する必要がある。	○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を行うほか、災害からの復旧における災害廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言を行っている。	○ 災害からの復旧における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。 ○ 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)【環境】[環 6]	—	—	—	—
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
○ 市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進めるとともに、災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。	○ 県内市町における下水道による浸水対策及び下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びBCPの見直しについて支援・助言を行っている。(再掲)	○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。(再掲)【住宅・都市】[土 14]	—	—	—	—
○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るために、BCPの見直しを行う必要がある。	○ 流域下水道各施設について、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に地震対策の優先度の高い施設から耐震設計、耐震工事を実施している。	○ 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。 ○ 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。【住宅・都市】[企 4]	—	—	—	○ 広島県流域下水道総合地震対策計画、流域下水道事業業務統計画【大規模地震津波編】

(遺体への適切な対応)	(遺体への適切な対応)	(遺体への適切な対応)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波・同時多発的な土砂災害などの発生により、広域に多数の死者が生じた場合、道路寸断等を考慮し、各所単位での検視態勢を早期に確立する必要がある。 ○ 死者が新型コロナウイルスなど感染の疑いがある可能性を考慮し、感染防止資機材を事前に確保しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、検視に必要な体制整備等について、市町等との連携を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。 ○ 遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進する。【行政機能／警察・消防】【警7】 	—	—	—	—

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(避難所の防災機能強化)	(避難所の防災機能強化)	(避難所の防災機能強化)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入推進の検討を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。【行政機能／警察・消防】【産業構造】【環2】 	—	—	—	—
(避難所の感染防止対策)	(避難所の感染防止対策)	(避難所の感染防止対策)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症が流行している状況で、避難所を開設する場合には、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の換気や避難者のスペース確保など、感染症対策に万全を期すことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所でのまん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルを作成し、市町に対して避難所の環境整備に係る指導・助言を行っている。 ○ また、避難所での感染症対策に必要な資機材等を市町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を行いうため、県でも備蓄している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所でのまん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルを活用し、市町に対して避難所の環境整備に係る指導・助言を引き続き行う。 ○ また、緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材等を市町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を行うため、県でも備蓄を行う。【保健医療・福祉】【健24】 	—	—	—	—
(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、応急用の県備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを行っている。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲)【保健医療・福祉】【健12】 	—	—	—	—
(医療資材などの確保)	(医療資材などの確保)	(医療資材などの確保)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要がある。 ○ 災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施している。 ○ 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。 ○ 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。 ○ 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。(再掲)【保健医療・福祉】【健21】 	—	—	—	—
(心のケアなどの支援体制の整備・強化)	(心のケアなどの支援体制の整備・強化)	(心のケアなどの支援体制の整備・強化)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行う体制を整備・強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよう、協定を締結した関係職能団体との連携を図るとともに、研修会等を実施するなど体制の強化を図っている。 ○ 被災県単独では対応できない大規模災害に備え、災害時公衆衛生活動に係る中国5県での円滑な相互派遣体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよう、協定を締結した関係職能団体との連携を図るとともに、研修会等を実施するなど引き続き体制の強化を図る。【保健医療・福祉】【健6】 	—	—	—	—
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後、迅速に被災地域の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うため、DPAT(災害派遣精神医療チーム)体制を整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ DPAT(災害派遣精神医療チーム)先遣隊及び担当者を厚生労働省が実施するDPAT研修に派遣するとともに、関係者の連携を強化し、災害時に迅速な被災地域の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制の整備を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ DPAT(災害派遣精神医療チーム)先遣隊及び担当者を厚生労働省が実施するDPAT研修に派遣するとともに、関係者の連携を強化し、災害時に迅速な被災地域の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制を引き続き整備する。【保健医療・福祉】【健7】 	—	—	—	—

○ 各避難所において、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う必要がある。	○ 円滑な避難所運営の下で避難者が安心して生活できるよう、市町の避難所運営マニュアルの整備や訓練の実施等を支援している。 ○ 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備している。 ○ 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援している。	○ 各避難所の環境・運営改善を進めるため、市町と連携して、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う。 ○ 避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築する。 ○ 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。 ○ 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。(再掲) 【行政機能／警察・消防】【危 20-1（健）】	○避難所運営マニュアルを作成している避難所の割合	○27.6% (R2)	○100% (R7)	○安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンアクションプラン
○ 災害時において、被災者の孤立死や自殺の発生防止、早期の生活再建を支援するため、被災者に対する支援を一体的に提供する体制を構築する必要がある。	○ 平成 30 年 7 月豪雨災害において、市町地域支え合いセンターを設置し、被災者への見守り活動や相談支援、サロン活動等によるコミュニティづくりへの支援を行っている。	○ 災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、サロン活動等によるコミュニティづくりなど、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。【保健医療・福祉】【健 25】	—	—	—	—
(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)	—	—	—	—
○ 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することがないよう、市町の福祉避難所の確保を図っていく必要がある。 ○ 高齢者や障害者等の災害時要配慮者の避難所における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必要がある。	○ 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され、また、指定施設が増やされるよう、実施市町の取組事例等を紹介している。 ○ 保健師等から構成される公衆衛生チームの派遣により、避難所等における災害時要配慮者の支援を行っている。	○ 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され、また、指定施設が増やされるよう、実施市町の取組事例等を紹介する。 ○ 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。【保健医療・福祉】【官民連携】【健 14】	—	—	—	—
(平時からの連携体制構築)	(平時からの連携体制構築)	(平時からの連携体制構築)	—	—	—	○ひろしま高齢者プラン
○ 災害時において、被災された高齢者の支援を円滑に行うためには、平時から関係者の連携体制を強化させる必要があるため、災害時も機能する地域包括ケアシステムの構築が求められる。	○ 行政、専門職や地域住民等が連携し、地域の資源を最大限活用し、医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを高齢者本人の状態に応じて、適切な組合せで提供できるよう、地域包括ケアシステムの質の向上に取り組んでいる。	○ 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【健 17】	—	—	—	○ひろしま高齢者プラン
(ボランティア体制の構築等)	(ボランティア体制の構築等)	(ボランティア体制の構築等)	—	—	—	—
○ 市町社会福祉協議会では、平成 30 年 7 月豪雨災害を受けた災害ボランティア活動により、経験やノウハウが蓄積されているが、今後の災害に備えて、ノウハウ等を更に充実させる必要がある。 ○ 被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整等その受入れ体制の構築が必要である。 ○ 自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取組の促進、並びに地域組織と市町社会福祉協議会等との協働の更なる強化が必要である。 ○ 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症が拡大した場合は、全国からボランティアを募集することが難しいため、災害時において県内でのボランティアの確保が必要である。(再掲)	○ 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成している。 ○ また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図っている。(再掲)	○ 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ等を更に充実させる取組を推進する。 ○ 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。 ○ また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。 ○ 感染症流行時に必要なボランティア人員を確保するため、感染症対策の徹底等に留意して、適切な対応が取られるように、市町と地域の社会福祉協議会等との連携を促進させる。(再掲)【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】【健 15】	—	—	—	—
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)	(浄化槽対策)	—	—	—	—
○ 災害発生時に支障を来たした浄化槽の復旧が速やかに行われるよう市町を支援する必要がある。 ○ 浄化槽の実態把握について、台帳の精度を高めるための市町に対する技術的な支援を行う必要がある。(再掲)	○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を行うほか、災害からの復旧における災害廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言を行っている。 ○ 浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と支援協力協定を締結している。(再掲)	○ 災害からの復旧における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。 ○ 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)【環境】【環 6】	—	—	—	—

(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地の浸水灾害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進めるとともに、災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。 ○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るために、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内市町における下水道による浸水対策及び下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びBCPの見直しについて支援・助言を行っている。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。(再掲)【住宅・都市】[土14] 	—	—	—	—
(遺体への適切な対応)	(遺体への適切な対応)	(遺体への適切な対応)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波・同時多発的な土砂災害などの発生により、広域に多数の死者が生じた場合、道路寸断等を考慮し、各所単位での検視態勢を早期に確立する必要がある。 ○ 死者が新型コロナウイルスなど感染の疑いがある可能性を考慮し、感染防止資機材を事前に確保しておく必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、検視に必要な体制整備等について、市町等との連携を推進している。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。 ○ 遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進する。(再掲)【行政機能／警察・消防】[警7] 	—	—	—	—
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時において、遺体を発見した場合、迅速に身元確認等を実施するため、現場、検視及び鑑識担当等との情報共有態勢を構築するとともに鑑定業務体制の充実強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速な身元確認業務を推進するため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強等を図っている。 ○ DNA型鑑定を行う施設は1カ所であることから、災害に強い庁舎への改修(移転も含む)や鑑定施設の分散化等を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速な身元確認業務を推進するため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強等を引き続き行う。 ○ 現在、科学捜査研究所(DNA型鑑定による身元確認を行う施設)は1カ所であることから、災害に強い庁舎への改修(移転も含む)や鑑定施設の分散化等を引き続き検討する。【行政機能／警察・消防】[警8] 	—	—	—	—
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時における広域火葬を円滑に実施するため、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど市町における広域火葬体制を整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど各市町における広域火葬体制整備を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど引き続き各市町における広域火葬体制整備を促進する。【行政機能／警察・消防】[健19] 	—	—	—	—
(特定動物や被災動物への対応)	(特定動物や被災動物への対応)	(特定動物や被災動物への対応)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町に対し、災害時動物愛護活動マニュアル等を更に周知し、対応に役立てもらう必要がある。 ○ 災害発生時には放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じるため、これらの動物を保護・収容する必要がある。また、飼養場所の確保や適正な飼養管理が必要である。 ○ 多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想されることから、これらの動物のためのスペース確保に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、災害時の被災動物等への対応体制を整備している。 ○ ペットの同伴避難等について、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。 ○ ペットの同伴避難等について、引き続き、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めていく。【行政機能／警察・消防】[健18] 	—	—	—	—

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(警察の災害対応機能の強化)	(警察の災害対応機能の強化)	(警察の災害対応機能の強化)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災拠点として重要な役割を担う警察本部庁舎・警察署の耐震化率を100%とする必要がある。 ○ 地域における防災拠点となる交番・駐在所の耐震化率を100%とする必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度から平成30年度までの間に16警察署の耐震化工事をしたほか、平成30年度に1警察署の建替を実施した。耐震性能を有しない残りの1警察署について、建替に向けた設計を実施している。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、引き続き警察署の建替整備事業を推進する。 ○ 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。(再掲)【行政機能／警察・消防】[警1] 	<p>○警察本部庁舎・警察署耐震化率 ○交番・駐在所耐震化率</p>	<p>○88.1% (R2) ○67.2% (R2)</p>	<p>○90.5% (R7) ○76.7% (R7)</p>	○警察施設整備方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合には、通信指令の業務負担が著しく増加することが見込まれることから総合通信指令室及び警察署通信室の体制確保と通信指令機能を強化する必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合に備え、各警察署で適切な110番通報受理が出来るように、警察署通信室支援要員の指定、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、警察無線通信の両端に位置する通信指令業務従事者及び第一線警察官双方の技能向上を図っている。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。(再掲)【行政機能／警察・消防】[情報通信]【人材育成】[警3] 	—	—	—	—

○ 大規模災害発生時において、警察留置施設が使用不可になった場合の逃走防止及び避難対策が必要である。	○ 年1回以上の逃走防止訓練及び避難訓練を実施している。また、交通網が遮断された場合などを想定し、非常計画（避難場所等の選定）の見直しを行っている。	○ 年1回以上の逃走防止訓練及び避難訓練を継続して行う。また、交通網が遮断された場合などを想定し、非常計画（避難場所等の選定）の見直しを継続して行う。【行政機能／警察・消防】[警9]	○逃走防止訓練及び避難訓練の実施	○年1回以上の訓練を実施	○年1回以上の訓練を実施	—
(治安の維持)	(治安の維持)	(治安の維持)	—	—	—	—
○ 災害による混乱や避難生活者の空き家屋などが生ずることから、被災地における治安の維持等を図る必要がある。	○ 被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を行っている。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため女性警察官を積極的に派遣して、避難所等における相談の受理や防犯指導等を行っている。	○ 被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を引き続き行う。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため女性警察官を積極的に派遣して、避難所等における相談の受理や防犯指導等を行っている。【行政機能／警察・消防】[警6]	—	—	—	—
○ 被災者にとって運転免許証は生活の維持に必要不可欠であり、災害により運転免許証の有効期間内の更新が出来ず、また、運転免許証を紛失する場合が想定されるため、被災状況に応じた運転免許証更新等に関する情報の発信ときめ細かい対応が必要である。	○ 特定非常災害の指定に伴い、運転免許証の有効期間延長及び運転免許センター等での日曜日における臨時受付窓口の設置や避難所へ赴いての再交付手続を実施するなど、状況に応じた対応を実施している。	○ 被災状況に応じた適正手続きに向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、引き続き被災者の負担軽減を図る。【行政機能／警察・消防】[警10]	—	—	—	—

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)	○信号機の電源付加装置整備状況	○90 基 (R2)	○104 基 (R7)	—
○ 大規模災害発生直後から、救助等のルートを確保するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新を推進している。	○ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新を推進している。	○ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新を引き続き推進する。【行政機能／警察・消防】[警4]	—	—	—	—
○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムや交通規制資機材を整備する必要がある。また、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源を整備する必要がある。	○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進している。	○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。【行政機能／警察・消防】[交通・物流] [土22 (警)]	—	—	—	—

3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(庁舎の耐震化)	(庁舎の耐震化)	(庁舎の耐震化)	—	—	—	○広島県公共施設等マネジメント方策
○ 県有施設の耐震化率は 86.7%(H30 年度末)で、全国平均(95.1%)以下であり、これまでの各局の耐震化等の取組だけでなく、全庁的な共通認識の下で更なる取組の強化が必要である。(再掲)	○ 県立学校、県営住宅、庁舎及び警察施設等について、継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施するなど具体的な取組等を定めた個別施設計画を策定し、耐震性の確保に努めている。(再掲)	○ 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。(再掲)【行政機能／警察・消防】[住宅・都市]【保健医療・福祉] [総1]	○警察本部庁舎・警察署耐震化率	○88.1% (R2)	○90.5% (R7)	○警察施設整備方針
○ 防災拠点として重要な役割を担う警察本部庁舎・警察署の耐震化率を 100%とする必要がある。	○ 平成 26 年度から平成 30 年度までの間に 16 警察署の耐震化工事をしたほか、平成 30 年度に 1 警察署の建替を実施した。耐震性能を有しない残りの 1 警察署について、建替に向けた設計を実施している。(再掲)	○ 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、引き続き警察署の建替整備事業を推進する。	○交番・駐在所耐震化率	○67.2% (R2)	○76.7% (R7)	—
(執務環境、実施体制の維持確保)	(執務環境、実施体制の維持確保)	(執務環境、実施体制の維持確保)	—	—	—	—
○ 大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力確保に関し、取組の実効性を高めるための検討をする必要がある。	○ 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を推進している。	○ 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を引き続き推進する。【行政機能／警察・消防】[危15]	—	—	—	—

○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。(再掲)	○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入推進の検討を進めている。(再掲)	○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。(再掲)【行政機能／警察・消防】【産業構造】[環 2]	—	—	—	—
○ 県庁の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないよう、庁舎の一部について、耐震化に併せ、ネットワーク機器の移設・更新を実施したが、引き続き、工事に併せた機器の移設・更新を検討していく必要がある。	○ 県庁の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないよう対策を講じている。	○ 県庁の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないよう、引き続き、本庁舎・地方機関の耐震化工事に併せ、ネットワーク機器の移設・更新等を検討する。【行政機能／警察・消防】[総 2]	—	—	—	—
(危機管理体制の維持・強化)	(危機管理体制の維持・強化)	(危機管理体制の維持・強化)				
○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲)	○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るために、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。(再掲)	○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るために、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危 2-1]	—	—	—	○広島県地域防災計画
○ 平成 30 年 7 月豪雨において課題となった、市町の初動応急対応について、災害発生時に適切な対応ができるよう市町の防災対処能力を点検し、各種マニュアル類の整備等の支援を行う必要がある。	○ 市町の災害時の対処能力の向上を図るために、チェックリストを用いて市町に災害対策運営要領等の自己点検を促し、その結果に対する外部評価、専門家派遣によるマニュアル等の修正への指導・助言を実行し、実効性確保のための訓練を支援している。	○ 市町の災害時の対処能力の向上を図るために、チェックリストを用いて、市町の初動応急対応に必要な災害対策運営要領等のマニュアル類の整備・改定を指導・助言し、実効性確保のための訓練を支援する。【行政機能／警察・消防】[危 1]	○ 県内 23 市町の災害対策運営要領等の点検・修正	○ 毎年度点検を実施	○ 每年度点検を実施	—
○ 県の「業務継続計画 (BCP)」及び「計画に基づくマニュアル」について、訓練等の実施により計画の実効性を高め、内容の充実を図る必要がある。 ○ 市町における「業務継続計画 (BCP)」の策定を促進する必要があるが、令和元年現在で未策定の市町がある。 ○ 市町において、非常電源は確保されているものの、72 時間稼働の確保や搖れや浸水に備えた対策ができていない市町がある。	○ 大規模地震時の業務継続計画 (BCP) を策定し、非常時に優先的に実施する業務等を定めるとともに、業務遂行に必要な庁舎の耐震化、執務環境の確保等に取り組んでいる。 ○ また、市町における「業務継続計画 (BCP)」の策定を支援している。 ○ 災害対策本部が設置される市町庁舎の非常用電源の確保を促進している。	○ 南海トラフ地震を想定した県の「業務継続計画 (BCP)」及び「計画に基づくマニュアル」について、定期的な見直しを行うとともに、訓練等を通じて検証していく。 ○ 平成 27 年 5 月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を活用して、市町における「業務継続計画 (BCP)」の策定を促進する。 ○ 災害対策本部が設置される市町庁舎における非常用電源について、72 時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する。【行政機能／警察・消防】[危 5]	○ 72 時間稼働の非常用電源を確保している市町数 ○ 8 市町 (R1)	○ 23 市町 (R7)	○ 23 市町 (R7)	○ 広島県地域防災計画
(広域応援体制の構築)	(広域応援体制の構築)	(広域応援体制の構築)				
○ 大規模災害発生時において行政間で迅速かつ的確に応急措置等の広域支援を実施するための取組について、中国 5 県、中国四国 9 県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化している。(再掲)	○ 大規模災害発時の人的・物的支援について、中国 5 県、中国四国 9 県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化している。(再掲)	○ 大規模災害発時の人的・物的支援について、中国 5 県、中国四国 9 県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。(再掲)【行政機能／警察・消防】[危 9]	—	—	—	○ 広島県地域防災計画
○ 被災者の状況把握や、市町間の円滑な連携を進めるため、被災市町に職員を派遣する場合には、二次災害の回避や長期間の対応となった場合の体制を確保する必要がある。	○ 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備している。 ○ 更に、市町を支援するため、県は、市町からの要請に応じて、医療職、技術職等の職員の人的応援を行っている。 ○ 災害の状況に応じて、市町からの要請がなくとも、県との間で情報連絡を行う職員を市町に派遣し、被災市町の支援ニーズを的確にとらえて対応する。また、派遣にあたっては、二次災害の回避や長期間の対応となった場合の体制の確保について留意する。【行政機能／警察・消防】[危 20-2]	○ 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備する。 ○ 更に、市町を支援するため、県は、市町からの要請に応じて、医療職、技術職等の職員の人的応援を行う。 ○ 災害の状況に応じて、市町からの要請がなくとも、県との間で情報連絡を行う職員を市町に派遣し、被災市町の支援ニーズを的確にとらえて対応する。また、派遣にあたっては、二次災害の回避や長期間の対応となった場合の体制の確保について留意する。【行政機能／警察・消防】[危 20-2]	—	—	—	—

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(庁舎の非常用電源の確保)	(庁舎の非常用電源の確保)	(庁舎の非常用電源の確保)				
○ 大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力確保に関し、取組の実効性を高めるための検討をする必要がある。(再掲)	○ 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を推進している。(再掲)	○ 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を引き続き推進する。(再掲)【行政機能／警察・消防】[危 15]	—	—	—	—
○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。(再掲)	○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。(再掲)【行政機能／警察・消防】[産業構造] [環 2]	—	—	—	—	—
(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)				
○ あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。	○ 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、防災情報システムを適切に運営管理している。 ○ 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続している。 ○ 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理している。(再掲)	○ 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営管理する。【行政機能／警察・消防】[情報通信] [危 3] ○ 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。【行政機能／警察・消防】[情報通信] [危 4] ○ 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。(再掲)【行政機能／警察・消防】[情報通信] [危 25]	—	—	—	—
○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合には、通信指令の業務負担が著しく増加することが見込まれることから総合通信指令室及び警察署通信室の体制確保と通信指令機能を強化する必要がある。(再掲)	○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合に備え、各警察署で適切な110番通報受理が出来るように、警察署通信室支援要員の指定、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、警察無線通信の両端に位置する通信指令業務従事者及び第一線警察官双方の技能向上を図っている。(再掲)	○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。(再掲)【行政機能／警察・消防】[情報通信] [人材育成] [警 3]	—	—	—	—
○ 大規模災害発時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等を整備する必要がある。また、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等の提供を推進している。	○ 大規模災害発時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進している。	○ 大規模災害発時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるシステムの構築を推進する。【行政機能／警察・消防】[交通・物流] [土 23 (警)]	—	—	—	—
(ライフライン事業者との連携)	(ライフライン事業者との連携)	(ライフライン事業者との連携)				
○ 災害時の倒木や土砂崩れ等によるライフライン施設の被害を早期に復旧させるため、関係機関相互の情報共有や対応調整が必要である。	○ 電力事業者や通信事業者と、不定期で情報交換や意見交換を行っている。	○ ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。【情報通信】[産業構造] [官民連携] [危 28]	—	—	—	○広島県地域防災計画

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画	
(災害情報伝達手段の多様化)	(災害情報伝達手段の多様化)	(災害情報伝達手段の多様化)	○ 県民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。なお、受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県・市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危13]	○災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合	○31.1% (R1)	○80.0% (R7)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画
(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)	(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)	(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)	○ 住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。（再掲）【県土保全】[土3-2]	○水害・土砂災害リスクの認知度	○77.0% (R2)	○100% (R7)	○ひろしま砂防アクションプラン2021

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画	
(自助・共助の取組強化)	(自助・共助の取組強化)	(自助・共助の取組強化)	○ 災害に備えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを記載する「ひろしまマイ・タイムライン」（自らの防災行動計画）の普及促進をはじめ、家庭における災害に備えた備蓄の促進等、「自助」「共助」の取組を一層推進する施策に取り組んでいく。【防災教育】【リスクコミュニケーション】[危14]	○避難の準備行動ができる人の割合 ○マイ・タイムラインを作成している人の割合 ○災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合 ○災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合 ○防災教室・訓練への参加者割合 ○非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食糧や飲料水を備蓄している人の割合	○13.6% (R1) ○60.0% (R7) ○100% (R7) ○80.0% (R7) ○41.5% (R1) ○52.3% (R1)	○50.0% (R7) ○60.0% (R7) ○100% (R7) ○60.0% (R7) ○70.0% (R7)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画
(防災教育の推進)	(防災教育の推進)	(防災教育の推進)	○ 企業訪問や企業向け研修会などを通じた、ポータルサイト「はじめの一歩」を活用した防災学習の促進、県の一斉防災教室・訓練への参加促進や先進事例の紹介を行っている。 ○ 地域で行われる防災教室等への県民の一層の参加を促進とともに、子育てサークルや高齢者サロン等における防災教室の担い手育成などの取組を通じて県内の地域コミュニティにおける、防災教室等への参加の呼びかけを促している。	○防災教室・訓練への参加者割合	○41.5% (R1)	○60.0% (R7)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画

(災害情報伝達手段の多様化)	(災害情報伝達手段の多様化)	(災害情報伝達手段の多様化)	○ 県民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。なお、受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県・市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。(再掲)【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危 13]	○ 災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合	○ 31.1% (R1)	○ 80.0% (R7)	○ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画	
(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	○ 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、防災情報システムを適切に運営管理している。(再掲)	○ 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営管理する。(再掲)【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危 3]	—	—	—	
			○ 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続している。(再掲)	○ 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。(再掲)【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危 4]	—	—	—	
			○ 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理している。(再掲)	○ 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。(再掲)【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危 25]	—	—	—	
			○ 大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等を整備する必要がある。また、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるようにする必要がある。(再掲)	○ 大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進している。(再掲)	○ 大規模災害発時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるシステムの構築を推進する。(再掲)【行政機能／警察・消防】【交通・物流】[土 23 (警)]	—	—	—
			○ あらゆる災害時において、公共土木施設に関する情報を一元的に収集し、災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで発信できる仕組みを構築する必要がある。	○ 大雨警戒時等の避難を促すため、施設管理者毎に警戒区域等の情報や災害リスク情報を県民に発信できる仕組みを構築している。	○ AI/IoTなどのデジタル技術を最大限に活用して、公共土木施設に関するあらゆる情報を一元化し、各種データの融合や市町・民間企業との連携により、個人ごとに異なる災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで県民に発信できる仕組みを構築する。【情報通信】[土 35]	—	—	○ 広島デジフラ構想
			○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合には、通信指令の業務負担が著しく増加することが見込まれることから総合通信指令室及び警察署通信室の体制確保と通信指令機能を強化する必要がある。(再掲)	○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合に備え、各警察署で適切な110番通報受理が出来るように、警察署通信室支援要員の指定、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、警察無線通信の両端に位置する通信指令業務従事者及び第一線警察官双方の技能向上を図っている。(再掲)	○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。(再掲)【行政機能／警察・消防】【情報通信】[人材育成] [警 3]	—	—	—
			○ 平成30年7月豪雨においては、被害情報や道路情報等が膨大になったため、紙ベースによる情報集約・共有では、警察本部及び警察署の対策本部内での情報の集約及び共有が困難であった。	○ 大規模災害発時において被害情報や道路情報等を紙資料に取りまとめ、警察本部及び警察署の対策本部内で、情報の集約及び共有を行っている。	○ 110番通報等と連動したGISを基盤とする情報共有システム（災害警備システム）を活用した情報共有により、迅速な情報の集約・共有を図っていく。【行政機能／警察・消防】[警 11]	—	—	—
(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)	○ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。	○ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、またそのために必要な被災状況や道路等インフラ関係の情報など、災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう、市町や関係機関等と連携し、必要な体制整備を推進して	○ あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築する。	—	—	—

たことが課題となった。(再掲)	いる。(再掲)	○ また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スベースの効率的確保に取り組む。(再掲)【行政機能／警察・消防】[危2-2]				
(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)	○ 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を未策定の市町が、早期に策定できるよう、先進市町の取組事例を紹介するなどにより市町の取組を促進している。 ○ 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体の連携を促進している。(再掲)	○ 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を未策定の市町が、早期に策定できるよう、先進市町の取組事例を紹介するなどにより、引き続き市町の取組を促進する。 ○ 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き関係団体の連携を促進するとともに、水害・土砂災害が発生するおそれのある、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、利用者の安全確保を図る取組を市町と連携して推進する。(再掲)【保健医療・福祉】[健13]	○ 全ての避難行動要支援者に係る個別計画の策定	○2市町(R1) ○23市町(R7) ○第4次広島県障害者プラン
○ 近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、要配慮者に対する避難支援体制の整備等を行う必要があるが、個別計画について、策定されていない市町がある。(再掲)						
○ 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することがないよう、市町の福祉避難所の確保を図っていく必要がある。 ○ 高齢者や障害者等の災害時要配慮者の避難所における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必要がある。(再掲)	○ 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され、また、指定施設が増やされるよう、実施市町の取組事例等を紹介している。 ○ 保健師等から構成される公衆衛生チームの派遣により、避難所等における災害時要配慮者の支援を行っている。(再掲)	○ 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され、また、指定施設が増やされるよう、実施市町の取組事例等を紹介する。 ○ 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。(再掲)【保健医療・福祉】[官民連携][健14]	—	—	—	
○ 災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する必要がある。 ○ 水防法等に基づき避難確保計画の作成が義務化されている要配慮者利用施設において、計画が未作成の施設がある。	○ 災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。 ○ 水防法等の改正に伴い要配慮者利用施設の避難体制の強化について、広島県地域防災計画に規定するとともに、市町を通じて、対象施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成と訓練の実施について働きかけを実施している。	○ 災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。 ○ 水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、市町と連携し継続的な働きかけを実施する。【行政機能／警察・消防】[危27]	—	—	○広島県地域防災計画	
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				
○ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。 ○ 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲)	○ 自主防災組織については、自主防災組織活性化マニュアルや広島県自主防災アドバイザーを活用した支援、自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成の取組への支援を実施し、自主防災組織の設立促進と活動の活性化を加速させる。(再掲)	○ 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。 ○ 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲)【行政機能／警察・消防／防災教育等】[リスクコミュニケーション]【人材育成][危11]	○呼びかけ体制構築組織率 ○0.7% (R1)	○100% (R7)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画	

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(事業継続の取組の推進)	(事業継続の取組の推進)	(事業継続の取組の推進)				
○ 災害が発生したとしても、企業が災害時に果たす役割を認識し、各企業において重要業務を整理し、BCPを策定する必要がある。	○ 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を普及啓発している。	○ 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を普及啓発していく。【産業構造】[商1]	—	—	—	○広島県地域防災計画
(陸上海上交通網の確保)	(陸海上交通網の確保)	(陸海上交通網の確保)				
○ 大規模自然災害発生後において、物資等の輸送の溝りにより経済活動の支障となる懸念がある。	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークの機能強化	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)実施済延長	○緊急輸送道路の防災対策 ○454.5km (28.0%) (R2)	○799.2km (49.0%) (R7)	○広島県道路整備計画2021、広	

	化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進している。また、港湾施設の耐震対策等を実施し、港湾BCPを策定している。	における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。また、港湾施設の耐震対策等を実施し、港湾BCPの実効性の向上と災害に対する意識向上を図ることを目的に、必要に応じて訓練等を実施する。【住宅・都市】【産業構造】【交通・物流】【県土保全】【老朽化対策】【土 31】			島みなと・空港振興プラン2021
○ 陸上・海上輸送が機能しない場合の検討が必要である。(再掲)	○ 関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、体制整備に努めている。(再掲)	○ 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。(再掲)【交通・物流】[危 22]	—	—	○広島県地域防災計画

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)				
○ 石油コンビナート等特別防災区域の災害対策能力の向上のため、区域内に所在する事業者と防災関係機関における連携体制の構築が必要である。 ○ また、周辺の住民への適切な情報提供や被害防止対策等を講じる必要がある。	○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害の防止に努めている。	○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。【産業構造】[危 12]	○石油コンビナート等総合防災訓練の実施	○隔年1回の訓練を実施	○隔年1回の訓練を維持	—
(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)	○水質汚染事故発生件数	○147件(R1)	○現状値より減少(R7)	○広島県環境基本計画
○ 災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壤・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。	○ 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進している。 ○ 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有する体制を構築している。 ○ PRTR法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表している。 ○ 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壤、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行っている。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表している。	○ 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。 ○ 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。 ○ PRTR法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。 ○ 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壤、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。【環境】[環 3]				

5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(災害に強いインフラ整備)	(災害に強いインフラ整備)	(災害に強いインフラ整備)				
○ 本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。(再掲) ○ 大規模災害（地震、竜巻、台風等）が起きた際に、電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性がある。(再掲)	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進している。 ○ 大規模災害発生時においては、緊急輸送道路ネットワークの確保等、各道路管理者と連携しながら対応を行っている。(再掲) ○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進している。(再掲)	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。(再掲)【住宅・都市】【交通・物流】[土 1] ○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。(再掲)【交通・物流】[土 17]	○緊急輸送道路の防災対策実施済延長	○454.5km(28.0%)(R2)	○799.2km(49.0%)(R7)	○広島県道路整備計画2021

○ 本県は全国最多の約 48,000 箇所の土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。	○ 「ひろしま砂防アクションプラン 2016」に基づき、国直轄事業との連携を図りながら、平成 26 年 8 月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地等の保全などにより効果的・効率的に推進している。(再掲)	○ 「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成 30 年 7 月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。(再掲)【県土保全】[土 3-1]	○ 土砂災害から保全される家屋数	○ 約 116,000 戸 (R2)	○ 約 129,000 戸 (R7)	○ ひろしま砂防アクションプラン 2021
○ 中でも、防災拠点や大規模避難所といった、災害が発生した場合においても地域の拠点機能を含む箇所の整備を優先して行う必要がある。						
○ 平成 30 年 7 月豪雨災害では、インフラ・ライフラインの被害により、地域住民や経済活動に及ぼす影響が長期間に及んだ。(再掲)						
○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水対策などとして、河川整備を推進しているものの、防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にある。(再掲)	○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水対策などとして、優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、国直轄事業との連携を図りながら、河川整備を推進している。(再掲)	○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。(再掲)【住宅・都市】【県土保全】[土 2]	○ 河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	○ 約 18,000 戸 (R2)	○ 約 16,700 戸 (R7)	○ ひろしま川づくり実施計画 2021
○ 台風などに伴う高潮や津波対策として、河川・海岸整備を推進しているものの、防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にある。	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を推進している。	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。	○ 河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	○ 約 18,000 戸 (R2)	○ 約 16,700 戸 (R7)	○ ひろしま川づくり実施計画 2021
○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心には浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の 9 割以上を占めるなど、被害が甚大なものとなっていることから海岸堤防の耐震対策が必要である。(再掲)	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っている。(再掲)	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)【県土保全】[土 4]	○ 防護達成人口率(沿岸域)	○ 63.4% (R2)	○ 65.7% (R7)	○ ひろしま海岸防災プラン 2021
○ 大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は 32%となっている。(再掲)	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。(再掲)	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。(再掲)【産業構造】【交通・物流】【県土保全】[土 5]	○ 港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	○ 33% (R2)	○ 53% (R7)	○ 広島みなと・空港振興プラン 2021
(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)				
○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムや交通規制資機材を整備する必要がある。また、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源を整備する必要がある。(再掲)	○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進している。(再掲)	○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。(再掲)【行政機能／警察・消防】【交通・物流】[土 22 (警)]	—	—	—	—

5-4 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価 (民間事業者等との応援協定の締結)	現在の施策 (民間事業者等との応援協定の締結)	今後の施策 (民間事業者等との応援協定の締結)	指標	現状値	目標値	関係計画
○ 災害発生においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。(再掲)	○ 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保している。 ○ 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について働きかけを行っている。(再掲)	○ 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。 ○ 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。(再掲)【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】[危 8-1] [環 5] [健 11] [商 2]	—	—	—	○ 広島県地域防災計画

(水産業の生産基盤等の災害対応力の強化)	(水産業の生産基盤等の災害対応力の強化)	(水産業の生産基盤等の災害対応力の強化)	○ 防護達成人口率(沿岸域)	○ 63.4% (R2)	○ 65.7% (R7)	○ 広島みなと・空港振興プラン2021, ひろしま海岸防災プラン2021
○ 水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、漁港施設の耐震・耐津波対策や老朽化対策が必要であるが、ストックマネジメント計画はR2時点で全44漁港が策定予定である。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るべき海岸保全施設の整備を進めていく必要がある。(再掲)	○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、計画的・効率的な維持管理を行うため、ストックマネジメント計画の策定を促進し、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施している。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るために、漁港区域の海岸保全施設整備を実施している。(再掲)	○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るために、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。(再掲)【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[土6]				
○ 過去に整備した漁場施設や漁業関係共同利用施設については、老朽化や耐震基準への不適合等により災害時の機能確保が困難となるものが増加しており、現有施設の機能強化や、新たな施設の追加更新により対応力を強化する必要がある。	○ 魚礁や増殖場(藻場造成等)を中心に、県内海域で漁場整備を行っており、現在も水産環境整備マスター プランに基づき継続して整備を行っている。 ○ また、漁港や港湾用地を中心として、浜の活力再生プランに基づいて、荷捌き所や漁具倉庫、給油施設等の漁業用共同利用施設の整備を実施している。	○ 漁場施設の災害対応強化を行えるよう水産環境整備マスター プランの方針内に位置付け、新たな整備や現有施設機能強化を推進する。 ○ 漁業関係共同利用施設については、災害対応力の強化を浜の活力再生プランの取組方針に位置付け、施設の改築を含めて機能強化を図る。【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農4]	—	—	—	○ 水産環境整備マスター プラン ○ 浜の活力再生プラン
(卸売市場施設整備の推進)	(卸売市場施設整備の推進)	(卸売市場施設整備の推進)				
○ 大規模災害時における円滑な食料の流通を確保するとともに、被災以降における食料等の安定供給を維持するため、消費・流通構造の変化や流通業界のニーズに対応した品質・衛生管理の高度化や流通の効率化が必要である。	○ 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進している。	○ 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農5]	—	—	—	—

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(再生可能エネルギーの導入促進)	(再生可能エネルギーの導入促進)	(再生可能エネルギーの導入促進)				
○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。(再掲)	○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入推進の検討を進めている。(再掲)	○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。(再掲)【行政機能／警察・消防】【産業構造】[環2]	—	—	—	—
(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)				
○ 石油コンビナート等特別防災区域の災害対策能力の向上のため、区域内に所在する事業者と防災関係機関における連携体制の構築が必要である。 ○ また、周辺の住民への適切な情報提供や被害防止対策等を講じる必要がある。(再掲)	○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害の防止に努めている。(再掲)	○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。(再掲)【産業構造】[危12]	○石油コンビナート等総合防災訓練の実施	○隔年1回の訓練を実施	○隔年1回の訓練を維持	—
(ライフライン事業者との連携)	(ライフライン事業者との連携)	(ライフライン事業者との連携)				
○ 災害時の倒木や土砂崩れ等によるライフライン施設の被害を早期に復旧させるため、関係機関相互の情報共有や対応調整が必要である。(再掲)	○ 電力事業者や通信事業者と、不定期で情報交換や意見交換を行っている。(再掲)	○ ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。(再掲)【情報通信】【産業構造】【官民連携】[危28]	—	—	—	○広島県地域防災計画

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(水道管の耐震化等供給体制の強化)	(水道管の耐震化等供給体制の強化)	(水道管の耐震化等供給体制の強化)				
○ 県内の上水道事業及び水道用水供給事業の基幹施設は耐震化が進んでいるといえる状況にはないことから、災害に強い水道を構築するために、水道施設の耐震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。(再掲)	○ 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること、及び水道事業危機管理マニュアル等を整備し、危機管理体制を確保することについて、指導・助言を行っている。(再掲)	○ 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるように助言を行う。(再掲)【住宅・都市】[健10]	—	—	—	○次期広島県水道ビジョン・水道基盤強化計画

(県営水道の供給体制の強化等)	(県営水道の供給体制の強化等)	(県営水道の供給体制の強化等)	(県営水道の供給体制の強化等)	○5件 (R1)	○6件 (R4)	○広島県営水道の送水のあり方基本計画
○ トンネル事故などの送水不能事故を想定し、非常時における送水の在り方を内容とした、災害・事故等に強い供給体制の構築を図る必要がある。(再掲)	○ 水道管のトンネル事故などの送水不能事故に強い供給体制の構築を図るために、未整備バックアップ施設(緊急時連絡管等)の整備を進めている。(再掲)	○ 災害・事故等に強い供給体制の構築を目指し、トンネル事故などの送水不能事故に対応するため、未整備バックアップ施設(緊急時連絡管等)の令和4年度完成に向けて、着実な取組を進めていく。(再掲)【住宅・都市】[企1]	○水道管の送水不能事故に対応するためのバックアップ施設(緊急連絡管等)整備の進捗状況(整備件数)			
○ 管路の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るために、計画的に更新事業を推進する必要がある。(再掲)	○ 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るために策定した「管路更新計画(H20~29)」で得られた知見を踏まえ、中長期的な視点に立って事業費の平準化等を考慮した「第2次管路更新計画(H30~39)」を策定し、老朽管の更新・耐震化を推進している。(再掲)	○ 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るために計画的に水道管の更新・耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。(再掲)【住宅・都市】[老朽化対策] [企2]	○老朽度が高い(経過年数、土壤の腐食性及び漏水事故歴等から評価)管路の更新延長	○27.6km (R1)	○92.9km (R11)	○管路更新計画、広島県水道広域連携推進方針
○ 県営水道施設に対し、簡易診断を実施し、耐震性能が不足する施設については、対策を実施する必要がある。(再掲)	○ 地域防災計画の想定地震が「南海トラフ地震」となり、想定地震動及び震度分布が変わったことから、各水道施設に係る基礎データを基に、各施設に係る地震等の想定及び耐震基準に照らして、各水道施設の耐震性能を解析し、耐震化の要否、優先順位及び手法を検討した上で、「広島県営水道施設耐震化基本計画」の見直しを行っている。(再掲)	○ 水の安定供給を図るために、計画的に水管橋等の水道施設の耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。(再掲)【住宅・都市】[企3]	—	—	—	○広島県水道広域連携推進方針

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
○ 市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進めるとともに、災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。	○ 県内市町における下水道による浸水対策及び下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びBCPの見直しについて支援・助言を行っている。(再掲)	○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。(再掲)【住宅・都市】[土14]	—	—	—	—
○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るために、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲)	○ 流域下水道各施設について、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に地震対策の優先度の高い施設から耐震設計、耐震工事を実施している。(再掲)	○ 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。 ○ 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。(再掲)【住宅・都市】[企4]	—	—	—	○広島県流域下水道総合地震対策計画、流域下水道事業業務継続計画【大規模地震津波編】
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)	(浄化槽対策)				
○ 災害発生時に支障を来たした浄化槽の復旧が速やかに行われるよう市町を支援する必要がある。	○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を行うほか、災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言を行っている。	○ 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。	—	—	—	—
○ 浄化槽の実態把握について、台帳の精度を高めるための市町に対する技術的な支援を行う必要がある。(再掲)	○ 浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と支援協力協定を締結している。(再掲)	○ 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)【環境】[環6]				
(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)				
○ 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が速やかに行えるよう、市町を支援する必要がある。	○ 国の災害廃棄物対策指針、県の地域防災計画等に基づき、平成30年3月に「広島県災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に発生する廃棄物の対策における基本的な考え方及び手順を取りまとめた。	○ 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。(再掲)【環境】[環4]	—	—	—	○広島県災害廃棄物処理計画
○ 平成30年3月に策定した「広島県災害廃棄物処理計画」の実行性を高めるため、市町や関係団体等との災害時における連携体制を強化する必要がある。(再掲)	○ 各市町における災害廃棄物処理計画策定の技術的支援(手引き、ひながた等の作成検討)を行った結果、令和2年9月末時点ですべての県内市町が策定済みとなった。 ○ 市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を行い、災害時における連携体制の強化を図っている。(再掲)					

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(災害に強いインフラ整備)	(災害に強いインフラ整備)	(災害に強いインフラ整備)	○緊急輸送道路の防災対策実施済延長	○454.5km (28.0%) (R2)	○799.2km (49.0%) (R7)	○広島県道路整備計画 2021
○ 本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。(再掲)	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進している。 ○ 大規模災害発生時においては、緊急輸送道路ネットワークの確保等、各道路管理者と連携しながら対応を行っている。(再掲)	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)における法対面策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。(再掲)【住宅・都市】【交通・物流】[土 1]	—	—	—	—
○ 大規模災害(地震、竜巻、台風等)が起きた際に、電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性がある。(再掲)	○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進している。(再掲)	○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。(再掲)【交通・物流】[土 17]	—	—	—	—
○ 本県は全国最多の約48,000箇所の土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。 ○ 中でも、防災拠点や大規模避難所といった、災害が発生した場合においても地域の拠点機能を含む箇所の整備を優先して行う必要がある。 ○ 平成30年7月豪雨災害では、インフラ・ライフラインの被害により、地域住民や経済活動に及ぼす影響が長期間に及んだ。(再掲)	○ 「ひろしま砂防アクションプラン2016」に基づき、国直轄事業との連携を図りながら、平成26年8月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地等の保全などにより効果的・効率的に推進している。(再掲)	○ 「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成30年7月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。(再掲)【県土保全】[土3-1]	○ 土砂災害から保全される家屋数	○ 約116,000戸 (R2)	○ 約129,000戸 (R7)	○ ひろしま砂防アクションプラン2021
○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水対策などとして、河川整備を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。(再掲)	○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水対策などとして、優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、国直轄事業との連携を図りながら、河川整備を推進している。(再掲)	○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。(再掲)【住宅・都市】【県土保全】[土2]	○ 河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	○ 約18,000戸 (R2)	○ 約16,700戸 (R7)	○ ひろしま川づくり実施計画2021
○ 台風などに伴う高潮や津波対策として、河川・海岸整備を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。 ○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心には浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の9割以上を占めるなど、被害が甚大なものとなっていることから海岸堤防の耐震対策が必要である。(再掲)	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を推進している。 ○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っている。(再掲)	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。 ○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)【県土保全】[土4]	○ 河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数 ○ 防護達成人口率(沿岸域)	○ 約18,000戸 (R2) ○ 63.4% (R2)	○ 約16,700戸 (R7) ○ 65.7% (R7)	○ ひろしま川づくり実施計画2021 ○ ひろしま海岸防災プラン2021
○ 大規模災害における緊急輸送網の確保のため耐震強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は32%となっている。(再掲)	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。(再掲)	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。(再掲)【産業構造】【交通・物流】【県土保全】[土5]	○ 港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	○ 33% (R2)	○ 53% (R7)	○ 広島みなと・空港振興プラン2021
(緊急輸送体制の整備)	(緊急輸送体制の整備)	(緊急輸送体制の整備)	—	—	—	—
○ 災害時に、緊急に人員の輸送が生じた場合、迅速に対応できる体制を整備する必要がある。	○ バス事業者や船舶事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の充実を図っている。	○ バス事業者や船舶事業者など民間事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。【交通・物流】[危29] [地2] [土38]	—	—	—	—
○ 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、被災者及び災害対策要員の輸送のみならず、県民の日常生活や経済活動の復旧に伴い、通勤・通学等の移動手段を確保する必要がある。	○ 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、県民の日常生活や経済活動の復旧に伴う、通勤・通学等の移動手段の確保を図っている。	○ 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、県民の通勤・通学等の移動手段の確保を図る。【交通・物流】[地3]	—	—	—	—

(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)	—	—	—	—
○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムや交通規制資機材を整備する必要がある。また、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源を整備する必要がある。(再掲)	○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進している。(再掲)	○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。(再掲)【行政機能／警察・消防】【交通・物流】[土 22 (警)]	—	—	—	—

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)	(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)	(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)				
○ 本県は全国最多の約 48,000 箇所の土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。 ○ 中でも、防災拠点や大規模避難所といった、災害が発生した場合においても地域の拠点機能を含む箇所の整備を優先して行う必要がある。 ○ 平成 30 年 7 月豪雨災害では、インフラ・ライフラインの被害により、地域住民や経済活動に及ぼす影響が長期間に及んだ。(再掲)	○ 「ひろしま砂防アクションプラン 2016」に基づき、国直轄事業との連携を図りながら、平成 26 年 8 月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地等の保全などにより効果的・効率的に推進している。(再掲)	○ 「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成 30 年 7 月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。(再掲)【県土保全】[土 3-1]	○ 土砂災害から保全される家屋数	○ 約 116,000 戸 (R2)	○ 約 129,000 戸 (R7)	○ ひろしま砂防アクションプラン 2021
(津波・浸水、高潮対策施設の整備)	(津波・浸水、高潮対策施設の整備)	(津波・浸水、高潮対策施設の整備)				
○ 台風などの高潮や津波対策として、河川・海岸整備を推進しているものの、防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にある。 ○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心には浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の 9 割以上を占めるなど、被害が甚大なものとなっていることから海岸堤防の耐震対策が必要である。(再掲)	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を推進している。 ○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っている。(再掲)	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。 ○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)【県土保全】[土 4]	○ 河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数 ○ 防護達成人口率(沿岸域)	○ 約 18,000 戸 (R2) ○ 63.4% (R2)	○ 約 16,700 戸 (R7) ○ 65.7% (R7)	○ ひろしま川づくり実施計画 2021 ○ ひろしま海岸防災プラン 2021
(公共土木施設等の老朽化対策)	(公共土木施設等の老朽化対策)	(公共土木施設等の老朽化対策)				
○ 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会インフラの安全性や機能の低下が懸念されている。 ○ 老朽化した公共土木施設の割合が増大し、今後、集中的に更新時期を迎える中、維持更新費の増大や担い手不足が懸念されている。 ○ 大規模災害の多発や技術者の不足が顕在化する中で、施設の機能を適切に維持するためには、AI/IoT などのデジタル技術の活用や管理者の枠を超えた連携が必要である。(再掲)	○ 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施している。(再掲)	○ 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。 ○ 公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るために、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。 ○ AI/IoT などのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取組む。(再掲)【老朽化対策】[人材育成] [土 9]	○ 修繕方針策定済の公共土木施設分類数 ○ 新技術活用によるライフサイクルコストの縮減額	○ 30 施設分類 (R1) ○ 323 百万円 (R1)	○ 40 施設分類 (R7) ○ 500 百万円 (R7)	○ インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み ○ 広島デジフラ構想

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)	(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)	(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)	—	—	—	—
○ 消防本部及び消防署（常備消防）の装備資機材の強化及び消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域応援体制の充実を図る必要がある。（再掲）	○ 消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行っている。（再掲）	○ 消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。（再掲）【行政機能／警察・消防】[危 10-1]	—	—	—	—
○ 航空隊と機動隊が連携した警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、ホイスト救助訓練等を継続的に実施し、隊員の救助技能の向上を図るとともに、ホイスト装置等の資機材の充実に取り組む必要がある。（再掲）	○ あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努めている。（再掲）	○ あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努めている。（再掲）【行政機能／警察・消防】[人材育成] [警 2]	—	—	—	—
○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。（再掲）	○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るために、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。（再掲）	○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るために、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。（再掲）【行政機能／警察・消防】[官民連携] [危 2-1]	—	—	—	○広島県地域防災計画
○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。	○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図っている。（再掲）	○ 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。	—	—	—	—
○ 平成 30 年 7 月豪雨における救出救助活動においては、必要な装備資機材が不足し、大量の土砂等を撤去する作業が非効率であった。効率的に救出救助活動を実施するため、装備資機材を充実させるとともに、重機を操縦する有資格者の養成及び技能向上が必要である。（再掲）		○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。（再掲）【行政機能／警察・消防】[警 5]				
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				
○ 地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。（再掲）	○ 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図っている。（再掲）	○ 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。（再掲）【行政機能／警察・消防】[リスクコミュニケーション] [人材育成] [危 10-2]	○消防団員数の維持	○21,542 人 (R1)	○22,229 人 (R3)	○広島県地域防災計画
○ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。	○ 自主防災組織については、自主防災組織活性化マニュアルや広島県自主防災アドバイザーを活用した支援、自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成の取組への支援を実施し、自主防災組織の設立促進と活動の活性化を加速させる。（再掲）	○ 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。	○呼びかけ体制構築組織率	○0.7% (R1)	○100% (R7)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画
○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。		○ 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。（再掲）【行政機能／警察・消防】[リスクコミュニケーション] [人材育成] [危 11]				
○ 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。（再掲）						

(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)	—	—	—	○広島県都市計画制度運用方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、公園や緑地を適切に配置する必要がある。 ○ 地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂流出などの自然災害の防止を図るため、保全すべき市街地周辺の樹林地を適切に配置するとともに、地震・火災時等の広域的な避難拠点の形成を図るために、整備すべき広域・根幹的な施設緑地の適切な配置を推進している。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。 ○ 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。(再掲)【住宅・都市】[土 16] 	—	—	—	○広島県都市計画制度運用方針

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 石油コンビナート等特別防災区域の災害対策能力の向上のため、区域内に所在する事業者と防災関係機関における連携体制の構築が必要である。 ○ また、周辺の住民への適切な情報提供や被害防止対策等を講じる必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害の防止に努めている。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。(再掲)【産業構造】[危 12] 	○石油コンビナート等総合防災訓練の実施	○隔年1回の訓練を実施	○隔年1回の訓練を維持	—
(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壤・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進している。 ○ 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有する体制を構築している。 ○ PRTR 法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表している。 ○ 灾害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壤、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行っている。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表している。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。 ○ 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。 ○ PRTR 法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。 ○ 灾害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壤、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。(再掲)【環境】[環 3] 	○水質汚染事故発生件数	○147 件 (R1)	○現状値より減少 (R7)	○広島県環境基本計画

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(住宅・建築物等の耐震化)	(住宅・建築物等の耐震化)	(住宅・建築物等の耐震化)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ巨大地震等の被害想定では、本県においても、震度 6 弱から 6 強の地震が発生する可能性があるとされている一方、本県の建築物の耐震化は、一部を除き、全国と比較して低い状況にある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について、耐震化を促進している。 ○ また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進している。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について、耐震化を促進する。 ○ また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的に促進する。(再掲)【住宅・都市】[土 7] 	○多数の者が利用する建築物の耐震化率	○91.3% (R2)	○96% (R7)	○広島県耐震改修促進計画(第3期計画)
(既存建築物の総合的な安全対策)	(既存建築物の総合的な安全対策)	(既存建築物の総合的な安全対策)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら推進している。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。(再掲)【住宅・都市】[土 20] 	—	—	—	—

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)	(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)	(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)	○水害・土砂災害リスクの認知度	○77.0% (R2)	○100% (R7)	○ひろしま砂防アクションプラン2021
○ 区域指定後も土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組など、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、県民が適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。(再掲)	○ 「基礎調査実施計画」に基づき、小学校ごとに基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定が完了したため、市町による警戒避難体制の整備を促進している。(再掲)	○ 住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。(再掲) 【県土保全】[土3-2]				
(治山施設の整備)	(治山施設の整備)	(治山施設の整備)	○ 山地災害防止対策等着手地区数	○5,336 地区 (R1)	○5,516 地区 (R7)	○2025 広島県農林水産業アクションプログラム
○ 本県は多くの山地災害危険地区を抱えており、治山施設の整備等の対策には多く時間を要すため、ソフト対策にも取り組んでいく必要がある。(再掲)	○ 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、既存施設の点検・修繕を実施している。 ○ 市町に対し警戒避難計画策定の支援や県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいる。(再掲)	○ 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。 ○ 市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。(再掲)【産業構造】【県土保全】[農1]				
(農業用ため池、水利施設の老朽化対策)	(農業用ため池、水利施設の老朽化対策)	(農業用ため池、水利施設の老朽化対策)	○防災重点ため池の防災工事の完了箇所数	○459 箇所 (R1)	○883 箇所 (R7)	○2025 広島県農林水産業アクションプログラム
○ 平成30年7月豪雨では、農業用ため池の決壊などにより下流への被害が発生したことから、国が決壊した場合に人への被害のおそれがある「防災重点ため池」の選定基準を見直した。これにより、その対象箇所は、約500から約8,000に増加した。「防災重点ため池」の多くは、直ちに危険な状態にない場合でも、管理不足や近年頻発している豪雨を契機として決壊等により人や家屋などへの被害が発生する恐れがある。 ○ 今後、水利施設（ダム、水路、頭首工、揚水・排水機場など）の老朽化が進行する施設が増加するため、施設の機能低下や機能不全により農業生産活動のみならず農山漁村地域の日常生活への影響が懸念される。	○ 決壊した場合に人への被害が想定されるため池については、防災重点ため池に選定したうえで、浸水想定区域図の作成と公表を進め、市町によるハザードマップの作成と公表につなげている。 ○ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく届け出により、利用や管理の実態把握を進めている。また、老朽化や耐震・豪雨診断等を踏まえ、決壊した場合に人や家屋への被害のおそれがあるため池については、必要な改修を行うとともに、未利用となつたため池については、利用者との合意形成のもと廃止工事を進めている。 ○ 農業用ため池の管理者に対して、適切な維持管理に向けた啓発や指導を行っている。 ○ 水利施設については、適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持している。	○ 地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、市町によるハザードマップの作成と公表を支援する。 ○ ため池が利用され放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施する。 ○ 定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する。 ○ 水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農2]				
(海岸保全施設の老朽化対策)	(海岸保全施設の老朽化対策)	(海岸保全施設の老朽化対策)	○防護達成人口率(沿岸域)	○63.4% (R2)	○65.7% (R7)	○2025 広島県農林水産業アクションプログラム ○ひろしま海岸防災プラン2021
○ 海岸保全施設の施設の機能低下や機能不全により、農業生産活動のみならず農山漁村地域の日常生活への影響が懸念される。	○ 海岸保全施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持している。 ○ 津波・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため、広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、計画的に整備を進めている。	○ 海岸保全施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。 ○ 津波・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため、広島沿岸海岸保全基本計画に基づき施設の整備を進める。【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農6]				
(地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策)	(地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策)	(地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策)	○汚水処理人口普及率	○88.4% (H30)	○92.8% (R8)	○2025 広島県農林水産業アクションプログラム
○ 地すべり防止施設、集落排水施設の機能低下や機能不全により、農業生産活動のみならず農村地域の生活環境への影響が懸念される。 ○ 基幹的な農道の機能低下や機能不全により、農業生産に必要な流通のみならず農山漁村地域の日常生活への影響が懸念される。	○ 地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持している。 ○ 農道（橋梁・トンネルなど）については、老朽度も踏まえつつ点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組んでいる。	○ 地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持する。 ○ 基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持する。【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農7]				

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)	○水質汚染事故発生件数	○147件 (R1)	○現状値より減少 (R7)	○広島県環境基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壤・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進している。 ○ 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有する体制を構築している。 ○ PRTR法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表している。 ○ 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壤、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行っている。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表している。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。 ○ 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。 ○ PRTR法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。 ○ 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壤、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。(再掲)【環境】[環3] 	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物劇物を多量に取り扱う製造施設等において、施設の耐震性の向上等、防災体制の整備を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物劇物製造施設等への監視指導により、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定等防災体制の整備を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物劇物製造施設等への監視指導により、引き続き、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定等防災体制の整備を図る。【産業構造】[健20] 	—	—	—	—

7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(農地・森林等の保全の取組)	(農地・森林等の保全の取組)	(農地・森林等の保全の取組)	○維持されている農地面積 ○手入れ不足の人工林間伐面積	○54,100ha (R1) ○617ha (R1)	○51,100ha (R7) ○1,050ha (R7)	○2025 広島県農林水産業アクションプログラム

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	—	—	—	○広島県災害廃棄物処理計画

- 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が速やかに行えるよう、市町を支援する必要がある。
- 平成30年3月に策定した「広島県災害廃棄物処理計画」の実行性を高めるため、市町や関係団体等との災害時における連携体制を強化する必要がある。(再掲)

○ 国の災害廃棄物対策指針、県の地域防災計画等に基づき、平成30年3月に「広島県災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に発生する廃棄物の対策における基本的な考え方及び手順を取りまとめた。

- 各市町における災害廃棄物処理計画策定の技術的支援（手引き、ひながた等の作成検討）を行った結果、令和2年9月末時点ですべての県内市町が策定済みとなった。
- 市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を行い、災害時における連携体制の強化を図っている。(再掲)

○ 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。(再掲)【環境】[環4]

8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(建設業の担い手確保)	(建設業の担い手確保)	(建設業の担い手確保)	—	—	—	—
○ 建設産業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧など、地域の安全・安心を担っているが、県内の建設業就業者数は年々減少し、年齢構成では若年層の割合が低く、高齢化が進行している。今後も地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図っていくためには、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保に取り組む必要がある。	○ 建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るために、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進している。	○ 建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るために、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を引き続き推進する。【産業構造】【人材育成】【官民連携】[土 10]	—	—	—	—
(デジタル技術を活用した生産性の向上)	(デジタル技術を活用した生産性の向上)	(デジタル技術を活用した生産性の向上)	○主要な土木構造物におけるCIM業務の活用割合	○0% (R2)	○100% (R7)	○広島デジタル構想
○ 大規模災害の多発や技術者の不足が顕在化する中で、持続可能な建設産業を実現するためには、AI/IoTなどのデジタル技術の活用やデータ連携などによる、新たなインフラマネジメントの仕組みづくりが必要である。	○ 建設現場における生産性を向上するため、ICT活用工事やBIM/CIMを試行的に実施している。	○ AI/IoTなどのデジタル技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に公共土木施設等を整備・維持管理するICT活用工事やBIM/CIMを推進し、建設分野の更なる生産性の向上を図る。【産業構造】[土 36]	—	—	—	—
(建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備)	(建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備)	(建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備)	—	—	—	—
○ 相談できる身近な専門家がないという、県民・団体等へのアンケート結果を踏まえ、耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るために、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を推進している。(再掲)	○ 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るために、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を推進している。(再掲)	○ 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るために、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。(再掲)【住宅・都市】【老朽化対策】【人材育成】[土 19]	—	—	—	—
○ 迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るために、震災時における連絡体制の整備や被災建築物の危険度を判定する技術者の育成・確保に向けた取組が必要である。	○ 関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るために、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を推進している。	○ 関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るために、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を引き続き推進する。【住宅・都市】【人材育成】[土 21]	—	—	—	—
○ 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定体制を整備する必要がある。	○ 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めている。	○ 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努める。【住宅・都市】【人材育成】[土 28]	—	—	—	—
(地籍調査の推進)	(地籍調査の推進)	(地籍調査の推進)	○地籍調査進捗率	○53.3% (R1)	○56.3% (R7)	○第7次国土調査事業十箇年計画に基づく都道府県計画(10年計画)
○ 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要となるが、県内の地籍調査の進捗率は53.3%となっている。	○ 災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、各市町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう各市町に働きかけを行っている。	○ 災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、各市町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう、引き続き各市町に働きかけを行う。【土地利用(国土保全)】[地 1]	—	—	—	—
(その他)	(その他)	(その他)	—	—	—	—
○ 市町において、復興まちづくりに向けた平時における執行体制づくりの取組が進んでいない。	○ 平成27年3月に策定した「広島県災害復興都市計画マニュアル」の活用などにより、市町において地域の実情に応じた災害復興都市計画マニュアルの策定を図るなど、市町職員の復興体制の強化や対応力を強化する取組を推進している。	○ 平成27年3月に策定した「広島県災害復興都市計画マニュアル」の活用などにより、市町において地域の実情に応じた災害復興都市計画マニュアルの策定を図るなど、市町職員の復興体制の強化や対応力を強化する取組を引き続き推進する。【住宅・都市】[土 34]	—	—	—	—

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(洪水、高潮対策施設の整備)	(洪水、高潮対策施設の整備)	(洪水、高潮対策施設の整備)				
○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水対策などとして、河川整備を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。(再掲)	○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水対策などとして、優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、国直轄事業との連携を図りながら、河川整備を推進している。(再掲)	○ 大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。(再掲)【住宅・都市】【県土保全】[土2]	○ 河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	○ 約18,000戸(R2)	○ 約16,700戸(R7)	○ ひろしま川づくり実施計画2021
○ 台風などに伴う高潮や津波対策として、河川・海岸整備を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を推進している。	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。	○ 河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	○ 約18,000戸(R2)	○ 約16,700戸(R7)	○ ひろしま川づくり実施計画2021
○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心には浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の9割以上を占めるなど、被害が甚大なものとなつてないことから海岸堤防の耐震対策が必要である。(再掲)	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行つてある。(再掲)	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行つてある。(再掲)【県土保全】[土4]	○ 防護達成人口率(沿岸域)	○ 63.4% (R2)	○ 65.7% (R7)	○ ひろしま海岸防災プラン2021
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)	(浄化槽対策)				
○ 災害発生時に支障を来たした浄化槽の復旧が速やかに行われるよう市町を支援する必要がある。	○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を行うほか、災害からの復旧における災害廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言を行っている。	○ 災害からの復旧における災害廃棄物処理や施設の復旧に対する技術的な支援・助言等を引き続き行う。	—	—	—	—
○ 浄化槽の実態把握について、台帳の精度を高めるための市町に対する技術的な支援を行う必要がある。(再掲)	○ 浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と支援協力協定を締結している。(再掲)	○ 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)【環境】[環6]				
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
○ 市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進めるとともに、災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。	○ 県内市町における下水道による浸水対策及び下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びBCPの見直しについて支援・助言を行っている。(再掲)	○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。(再掲)【住宅・都市】[土14]	—	—	—	—
○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るために、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲)						
○ 流域下水道施設については、耐震化・耐水化対策を進め被害の軽減を図る必要がある。	○ 流域下水道各施設については、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に地震対策の優先度の高い施設から耐震設計、耐震工事を実施している。	○ 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。	—	—	—	○ 広島県流域下水道総合地震対策計画、流域下水道事業業務継続計画【大規模地震津波編】
○ 流域下水道管渠については、管渠点検により地盤沈下等の影響を確認していく必要がある。		○ 流域下水道管渠の定期点検について、地盤沈下の恐れがある箇所については点検を強化し、改修等の必要な措置を実施していく。【住宅・都市】[企5]				

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				
○ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。	○ 自主防災組織については、自主防災組織活性化マニュアルや広島県自主防災アドバイザーを活用した支援、自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成の取組への支援を実施し、自主防災組織の設立促進と活動の活性化を加速させる。(再掲)	○ 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。	○呼びかけ体制構築組織率	○ 0.7% (R1)	○ 100% (R7)	○ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画
○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。		○ 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。(再掲)【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危11]				
○ 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲)						

(自助・共助の取組強化)	(自助・共助の取組強化)	(自助・共助の取組強化)	○ 災害に備えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを記載する「ひろしまマイ・タイムライン」(自らの防災行動計画)の普及促進をはじめ、家庭における災害に備えた備蓄の促進等、「自助」「共助」の取組を一層推進する施策に取り組んでいく。(再掲)【防災教育】【リスクコミュニケーション】[危14]	○避難の準備行動ができる人の割合 ○マイ・タイムラインを作成している人の割合 ○災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合 ○災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合 ○防災教室・訓練への参加者割合 ○非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食糧や飲料水を備蓄している人の割合	○13.6% (R1) ○60.0% (R7) ○68.5% (R1) ○100% (R7) ○31.1% (R1) ○41.5% (R1) ○52.3% (R1) ○70.0% (R7)	○50.0% (R7) ○60.0% (R7) ○100% (R7) ○80.0% (R7) ○60.0% (R7)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画		
(平時からの連携体制構築)	(平時からの連携体制構築)	(平時からの連携体制構築)	○ 行政、専門職や地域住民等が連携し、地域の資源を最大限活用し、医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを高齢者本人の状態に応じて、適切な組合せで提供できるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められる。(再掲)	○ 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。(再掲)【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】[健17]	—	—	—	○ひろしま高齢者プラン	
(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)	○ 土砂流出などの自然災害の防止を図るために、保全すべき市街地周辺の樹林地を適切に配置するとともに、地震・火災等の災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。	○ 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、公園や緑地を適切に配置する必要がある。 ○ 地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。(再掲)	○ 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。 ○ 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。(再掲)【住宅・都市】[土16]	—	—	○広島県都市計画制度運用方針	
(被災者の住宅確保)	(被災者の住宅確保)	(被災者の住宅確保)	○ 大規模災害時などに、建物倒壊等により住居を失った被災者が大勢いた場合、その居住場所の早期確保に課題がある。	○ 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新している。 ○ 県営住宅への一時入居体制を整備している。	○ 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○ 借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○ 県営住宅への一時入居体制を維持する。【住宅・都市】[土29]	—	—	—	—
(農地・森林等の保全の取組)	(農地・森林等の保全の取組)	(農地・森林等の保全の取組)	○ 人口減少や高齢化の進行等により、保全管理ができない農地や農業用施設が増加し、これらが有する防災機能（下流域の湛水防止など）の低下が懸念される。 ○ 管理の不十分な森林が拡大し、県土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、手入れ不足の人工林の解消や多様な主体が参加する保全活動を拡大させていく取組が必要である。(再掲)	○ 農地等は、その生産活動を通じて、下流域の湛水を防止するなどの防災機能も有している。このため、持続的な農業生産活動を通じた農地の保全対策が行われるよう、集落単位での共同活動とともに鳥獣害防止対策等を支援している。また、次世代を担う意欲ある若い手が農地や農業用施設を利用していくよう、農業基盤（農地や農業用水利施設等）の整備を進めている。 ○ 森林経営計画の作成や、計画に基づく間伐を実施し、人工林の適正な管理を推進している。また、公益的機能の低下が懸念される人工林や里山林の整備、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参加の森づくりを推進している。(再掲)	○ 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が發揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。 ○ 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備する。また、放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参加の森づくりを推進する。(再掲)【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用（国土利用）】[農3]	○維持されている農地面積 ○手入れ不足の人工林間伐面積	○54,100ha (R1) ○617ha (R1) ○1,050ha (R7)	○51,100ha (R7) ○1,050ha (R7)	○2025 広島県農林水産業アクションプログラム

(漁場機能の回復)	(漁場機能の回復)	(漁場機能の回復)				
○ 大規模災害により、河川から流木等が海域に流入し、干潟や海底に堆積した場合、漁業活動への支障が発生することや、漁場機能の低下が懸念される。	○ 漁場機能の保全、機能回復を目的とした干潟の耕耘や海底堆積物の除去等を実施している。	○ 大規模災害発生時には、迅速に漁場機能の回復を図るため、干潟の耕耘や海底堆積物の除去等を実施する。【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用（国土利用）】【農 8】	—	—	—	—
(文化財の保護)	(文化財の保護)	(文化財の保護)				
○ 国及び県指定文化財についても、災害時の避難や救出体制の想定、耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する必要がある。	○ 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、各市町に対し、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を指導している。 ○ 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進している。	○ 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、各市町に対し、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を指導する。 ○ 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。【住宅・都市】【教 1】	—	—	—	○広島県文化財保存活用大綱

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(事業用地の確保)	(事業用地の確保)	(事業用地の確保)				
○ 所有者不明土地や多数共有地（相続人多数）が存在する場合、土地所有者の特定、取得に時間を要する。	○ 事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事を進めている。 ○ 所有者不明土地等においては、財産管理制度等を活用している。	○ 事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事を進める。 ○ 所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者不明土地法の活用を検討するとともに現在、国において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、その動向を注視し、利用可能な制度の活用を図る。【住宅・都市】【土 32】	—	—	—	—
(被災者の住宅確保)	(被災者の住宅確保)	(被災者の住宅確保)				
○ 大規模災害時などに、建物倒壊等により住居を失った被災者が大勢いた場合、その居住場所の早期確保に課題がある。（再掲）	○ 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新している。 ○ 県営住宅への一時入居体制を整備している。（再掲）	○ 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○ 借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○ 県営住宅への一時入居体制を維持する。（再掲）【住宅・都市】【土 29】	—	—	—	—

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(正確な情報提供)	(正確な情報提供)	(正確な情報提供)				
○ 災害発生において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する必要がある。	○ 災害発生において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備している。	○ 災害発生において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。【リスクコミュニケーション】【危 16】	—	—	—	—
(事業継続の取組の推進)	(事業継続の取組の推進)	(事業継続の取組の推進)				
○ 災害が発生したとしても、企業が災害時に果たす役割を認識し、各企業において重要業務を整理し、BCPを策定する必要がある。（再掲）	○ 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を普及啓発している。（再掲）	○ 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を普及啓発していく。（再掲）【産業構造】【商 1】	—	—	—	○広島県地域防災計画
(卸売市場施設整備の推進)	(卸売市場施設整備の推進)	(卸売市場施設整備の推進)				
○ 大規模災害における円滑な食料の流通を確保するとともに、被災以降における食料等の安定供給を維持するため、消費・流通構造の変化や流通業界のニーズに対応した品質・衛生管理の高度化や流通の効率化が必要である。（再掲）	○ 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進している。（再掲）	○ 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。（再掲）【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】【農 5】	—	—	—	—

用語解説

(頁数は用語が最初に出てくる頁を示す)

か行

○ 指定緊急避難場所 (P14)

避難所が「災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設」であるのに対し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。

○ 緊急輸送道路 (P12)

阪神・淡路大震災を教訓とし、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施することを目的として、各都道府県において策定された『緊急輸送道路ネットワーク計画』のなかで設定された路線で、役割に応じ、1次から3次までが設定されている。

○ 減災 (P1)

災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こりうる被害を最低限にとどめ短期化しようとする防災の取組。

○ 國土強靭化 (P1)

「國土強靭化基本計画」における國土強靭化とは、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた國土の全域にわたる強靭な国づくりのこと。

○ 個別計画 (P14)

避難行動要支援者ごとに、災害発生時に避難支援をする者、避難方法、避難経路、避難場所、避難支援を行うまでの留意点等を事前に定めたもの。

さ行

○ 災害拠点病院 (P23)

災害時に多発する重症傷病者の受け入れや自己完結型災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣などの機能を有する病院で、災害医療体制の充実強化のため、都道府県が指定する。

○ 災害時帰宅支援ステーション (P22)

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に徒步帰宅者の徒步帰宅を支援するため、可能な範囲で、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設。

○ 最大クラスの地震・津波 (P7)

科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらすもののいう。

○ サプライチェーン (P9)

原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れ。

○ 山地災害危険地区 (P3)

山地に起因する土砂災害（山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出）により、公共施設又は人家等に直接被害を与えるおそれのある地区。

○ G I S (P35)

G I S (Geographic Information System) は地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

○ 社会資本 (P1)

道路、鉄道、港湾といった産業基盤や、住宅、公園、学校など生活基盤を形成する施設の総称。

○ 自主防災アドバイザー (P11)

県が養成した「ひろしま防災リーダー」をはじめ、自主防災組織の結成及び活動に関して、知識や技能を有する者。

○ 自主防災組織 (P6)

地域住民が自主的に連携して、平常時には防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、避難誘導、避難所への給水給食活動などの防災活動を行う組織。

○ 重要物流道路 (P12)

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定した路線。

○ 消防団 (P11)

消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織。

○ 信号機電源付加装置 (P30)

災害等により、電力の供給が遮断され、信号機が滅灯した場合に、自動的に起動して信号機等を稼働させる電源装置。

- ストックマネジメント (P14)
施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減させるための技術体系及び管理手法の総称。
- ゼロメートル市街地 (P14)
海岸付近において、地表標高が満潮時の平均海水面よりも低い市街地。
- 創造的復興 (P2)
単なる原状回復に終わらせるのではなく、中長期的な視点に立ち、被災前の状態よりさらに良い状態に力強く押し上げること。

た行

- 大規模盛土造成地 (P17)
谷や沢を埋めた盛土造成地のうち、盛土の面積が3,000 m²以上のもの、又は傾斜地盤上に盛土した造成地のうち、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上、かつ盛土の高さが5m以上のもの。
- 多重型道路ネットワーク (P12)
大規模災害等により道路が寸断された場合でも社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう代替経路の確保を目的とした道路ネットワーク。
- 地域包括ケアシステム (P70)
高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを包括的に提供するという考え方に基づく地域での体制のこと。
- 地籍調査 (P48)
主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
- D P A T (災害派遣精神医療チーム) (P27)
精神科医師、看護師、事務職員等数名で構成され、自然災害、航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チーム。
- D M A T (災害派遣医療チーム) (P23)
医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた自己完結型の医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね48時間以内）の活動を行う。
- 道路啓開 (P18)
災害時に、緊急車両等が通行できるよう、早急に救援ルートを切り開くこと。
- 土砂災害警戒区域 (P1)
土砂災害防止法に基づき、都道府県が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査（基礎調査）して、都道府県知事が市町村長の意見を聞いたうえで指定する、土砂災害のおそれがある区域。
指定されると、市町村は地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされている。

な行

- 農業用水利施設 (P86)
農業用排水路、ダム、ため池、取水堰、用排水ポンプ場等、効率的に水利用するために作られた農業用施設。
- ハザードマップ (P13)
地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図。土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載する。
- 沼澤推定図 (P15)
洪水氾濫発生時における住民の適切な避難行動に資する浸水区域や浸水深の水害リスク情報を示すもので、水害リスク情報の空白地帯の早期解消を目的に、従前の浸水想定区域図よりも簡易的な手法で作成する。
- B C P (P31)
B C P (Business Continuity Plan) は、企業においては事業継続計画、行政組織においては業務継続計画と呼ばれる。これは、組織が自然災害などの緊急事態の発生により、組織自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能とするため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。
- B I M／C I M (P47)
B I M／C I M (Building/Construction Information Modeling, Management) は、建築物や公共土木施設の調査設計段階で作成した3次元モデルをその後の施

工や維持管理で活用する取組のこと。

○ 広島県災害時公衆衛生チーム (P24)

県内外の災害発生時に、被災者に対して、迅速かつ適切な公衆衛生の支援を行うためのチーム。現地ニーズ調査等を行う「調査班」、必要な医療を提供する「医療班」、心のケアや衛生管理等を担う「保健衛生班」から成り、被災者の多様で長期にわたる医療・健康ニーズに幅広く対応する。

○ 避難行動要支援者 (P14)

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。

○ ひろしま防災リーダー (P11)

地域の防災活動のリーダーとして活躍する人材を対象に、広島県が開催した防災に関する講座を受講し、認定された者。

○ 防護達成人口率 (P4)

河川・海岸護岸等の整備により、洪水・高潮による浸水被害から一定水準の安全性が確保された人口の割合。

○ 防災拠点 (P10)

地震等による大規模な災害が発生した場合に、被災地において、救援、救護等の災害応急復旧活動の拠点となる施設。

○ 防災情報システム (P32)

気象情報や災害発生時の被害情報を防災関係機関と共有化し、応急対策に活用するためのシステムで、県民にも被害防止や軽減のための情報をホームページで提供している。

○ 防災情報メール (P33)

防災対策に役立ててもらうため、登録者に気象や雨量など防災情報をメールで通知するもので、県や市町が実施している。

や行

○ 要配慮者 (P1)

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。

ら行

○ ライフサイクルコスト (P11)

公共土木施設において、調査、計画から設計、建設、運用、維持管理、更新、廃棄までの一連の過程を生涯と捉えてライフサイクルと呼び、この期間で必要なすべての費用をライフサイクルコスト (LCC) という。一般には、 $LCC = \text{初期建設費用 (イニシャルコスト)} + \text{維持管理・更新 (廃棄) 費用 (ランニングコスト)}$ で表される。

○ リスクコミュニケーション (P8)

あるリスクについて、関係する当事者全員が情報を共有し、意見や情報の交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ること。

○ 老朽空き家 (P12)

不適正管理空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家。

○ ロジスティックス（後方支援）(P66)

DMA Tの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保すること。DMA T活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

広島県強靭化地域計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」第13条に基づく「広島県強靭化地域計画」の策定に当たり、様々な分野の有識者等から幅広く意見を聴取するため、広島県強靭化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行うものとする。

- (1) 「広島県強靭化地域計画」に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、「広島県強靭化地域計画」の策定等に関し必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の任期は令和3年3月31日までとする。

(委員会の運営等)

第4条 委員会に座長をおく。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 委員会は、座長が必要に応じて招集する。
- 4 委員会には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局を広島県危機管理監に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

別表（第3条関係）

団体、機関等	氏名	備考
公益社団法人広島県トラック協会専務理事	岩本 和則	
一般社団法人中国経済連合会専務理事	内山 誠一	
社会福祉法人広島県社会福祉協議会常務理事兼事務局長	衣笠 正純	
西日本電信電話株式会社広島支店設備部長	佐々木 利倫	
熊野町住民生活部長	貞永 治夫	
山口大学大学院准教授	瀧本 浩一	
一般社団法人広島県医師会常任理事	西野 繁樹	
県立広島大学教授	西村 和之	
広島大学大学院教授	畠 俊郎	
広島大学名誉教授	藤井 堅	
広島大学大学院教授	藤原 章正	座長
広島市危機管理室長	村上 博	

※50音順、敬称略